

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2024年1月1日
(第10期) 至 2024年12月31日

AI CROSS株式会社

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号

(E35117)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 沿革	5
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	8
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	11
3. 事業等のリスク	12
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
5. 経営上の重要な契約等	18
6. 研究開発活動	18
第3 設備の状況	18
1. 設備投資等の概要	18
2. 主要な設備の状況	18
3. 設備の新設、除却等の計画	18
第4 提出会社の状況	19
1. 株式等の状況	19
2. 自己株式の取得等の状況	36
3. 配当政策	37
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	38
第5 経理の状況	50
1. 連結財務諸表等	51
(1) 連結財務諸表	51
(2) その他	79
2. 財務諸表等	80
(1) 財務諸表	80
(2) 主な資産及び負債の内容	90
(3) その他	90
第6 提出会社の株式事務の概要	91
第7 提出会社の参考情報	92
1. 提出会社の親会社等の情報	92
2. その他の参考情報	92
第二部 提出会社の保証会社等の情報	93

〔監査報告書〕

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月26日
【事業年度】	第10期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
【会社名】	AI CROSS株式会社
【英訳名】	AI CROSS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 原田 典子（戸籍上の氏名 岡部 典子）
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	050-1745-3021
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 Strategic Operations Group本部長 圖子田 健
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【電話番号】	050-1745-3021
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0 Strategic Operations Group本部長 圖子田 健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	—	2,422,444	3,305,113	3,254,384	3,705,853
経常利益 (千円)	—	254,078	218,592	291,136	326,195
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	341,137	95,309	156,724	148,485
包括利益 (千円)	—	341,137	95,309	156,387	150,031
純資産額 (千円)	—	1,535,930	1,633,892	1,679,483	1,709,142
総資産額 (千円)	—	1,975,614	2,037,225	2,124,610	2,390,255
1株当たり純資産額 (円)	—	388.29	412.67	429.39	442.24
1株当たり当期純利益 (円)	—	86.37	24.08	39.54	39.48
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	83.58	23.08	38.67	38.55
自己資本比率 (%)	—	77.73	80.20	78.42	69.48
自己資本利益率 (%)	—	22.21	5.83	9.50	8.93
株価収益率 (倍)	—	16.55	38.50	32.07	42.23
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	187,102	△4,271	360,657	342,927
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	96,050	△94,384	△29,313	△24,195
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△12,489	△15,743	△289,109	△9,962
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	1,326,926	1,212,528	1,254,762	1,563,532
従業員数 (人)	—	44	54	50	56
(外、平均臨時雇用者数)	(—)	(1)	(2)	(—)	(—)

(注) 1. 第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

3. 第7期より連結財務諸表を作成しているため、第7期の自己資本利益率は、期末自己資本額に基づき算定しております。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む）は、年間の平均人員を外数で記載しております。

5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第8期（2022年12月期）から適用しており、第8期以降の連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	1,908,451	2,422,444	3,305,113	3,254,384	3,705,853
経常利益 (千円)	190,421	257,591	228,770	299,314	331,884
当期純利益 (千円)	135,137	344,746	155,777	193,877	177,964
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	470,161	12,977	14,314	24,586	24,586
発行済株式総数 (株)	3,995,050	4,002,850	4,006,550	4,037,350	4,037,350
純資産額 (千円)	1,184,323	1,539,539	1,697,970	1,780,713	1,839,853
総資産額 (千円)	1,507,718	1,978,847	2,100,961	2,225,517	2,520,297
1株当たり純資産額 (円)	300.18	389.20	428.85	455.48	477.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	34.59	87.29	39.36	48.91	47.32
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	33.18	84.47	38.89	47.84	46.20
自己資本比率 (%)	78.54	77.79	80.81	79.41	71.08
自己資本利益率 (%)	12.33	25.31	9.17	11.19	10.00
株価収益率 (倍)	48.44	16.38	23.55	25.93	35.23
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	130,847	—	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△8,689	—	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	98,971	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,056,262	—	—	—	—
従業員数 (人)	40	44	54	50	56
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(2)	(—)	(—)
株主総利回り (%)	83.5	71.3	46.2	63.2	83.1
(比較指標：東証グロース市場250 指数) (%)	(136.9)	(113.0)	(83.6)	(80.8)	(73.7)
最高株価 (円)	2,727	2,261	1,406	1,916	1,944
最低株価 (円)	922	1,301	758	955	824

- (注) 1. 第6期の持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む）は、年間の平均人員を外数で記載しております。
4. 当社は、2019年10月8日付けで東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第6期の株主総利回り及び比較指標は、2019年10月末を基準日として算定しております。

5. 最高株価及び最低株価は、2019年10月8日から2022年4月3日までは東京証券取引所マザーズ、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価であります。
6. 第7期より連結財務諸表を作成しているため、第7期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
7. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第8期（2022年12月期）から適用しており、第8期以降の事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 株主総利回りの比較指数は、東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、「東証マザーズ指数」から「東証グロース市場250指数」へ変更いたしました。

2 【沿革】

当社は、AOSテクノロジーズ㈱において運営されていたSMS双方向配信プラットフォーム「AOSSMS（現 絶対リーチ！SMS）」及びビジネスチャット「InCircle」を事業承継いたしました。「AOSSMS（現 絶対リーチ！SMS）」は2011年9月にリリースされております。当社設立以降の沿革については、以下の通りであります。

2015年3月	東京都港区において、AOSモバイル㈱を設立
2015年6月	AOSテクノロジーズ㈱のSMS双方向配信プラットフォーム「AOSSMS」及びビジネスチャット「InCircle」を吸収分割により承継
2016年7月	「InCircle」にチャットボット機能を追加
2016年9月	プライバシーマーク取得（第21001169(01)号）
2017年3月	「双方向SMS配信装置及び双方向SMS配信方法」の特許を取得
2017年7月	㈱VOYAGE VENTURES、アコード・ベンチャーズ1号投資事業有限責任組合を引受先とする第三者割当増資を実施
2017年8月	三菱UFJキャピタル6号投資事業有限責任組合を引受先とする第三者割当増資を実施
2017年9月	OS投資事業組合を引受先とする第三者割当増資を実施
2017年10月	㈱エボラブルアジアを引受先とする第三者割当増資を実施
2017年12月	FENOX VENTURE COMPANY XI, L.P.を引受先とする第三者割当増資を実施
2018年7月	既存・新規株主による株式譲受により、AOSテクノロジーズ㈱のグループ会社から独立
2018年7月	AI CROSS㈱に社名を変更
2018年8月	ISO/IEC 27001:2013取得（認定番号12870）
2018年10月	研究担当部門として、AI X Labを新設
2019年3月	AI Analyticsサービス「People Engagement Cloud」をリリース
2019年5月	SMS双方向配信プラットフォームの名称を「AOSSMS」から「AIX Message SMS」へ変更
2019年5月	法人向けRCS配信代行サービス「AIX Message RCS」の申込受付を開始
2019年10月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年6月	本社を東京都港区西新橋に移転
2020年8月	HR関連サービス「絶対リーチ！HR」をリリース
2020年9月	SMS双方向配信プラットフォームの名称を「AIX Message SMS」から「絶対リーチ！SMS」へ変更
2021年3月	SMSとチャットボットを活用した業務効率化サービス「Smart X Chat（スマートクロスチャット）」をリリース
2021年4月	Yazawa Ventures 1号ファンドに出資
2021年6月	ビジネスチャットサービス「InCircle」の事業譲渡
2021年6月	戦略人事AIアナリティクスサービス「HYOUMAN BOX（ヒューマンボックス）」リリース
2021年8月	CVC（コーポレートベンチャーキャピタル）として AIX Tech Ventures 株式会社（エーアイクロス・テックベンチャーズ）を子会社として設立
2021年8月	多様性のある働き方の追求のため「ダイバシティ推進室」を新設
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズからグロース市場に移行
2023年6月	カスタマーサクセス支援ツール「SUBSCORE」を事業譲受
2023年7月	戦略人事AIアナリティクスサービス「HYOUMAN BOX（ヒューマンボックス）」の事業譲渡
2024年1月	サービス分類として、「HR関連サービス」を廃止し、「AI関連サービス」を新設 離職防止ソリューションサービス「People Engagement Cloud」は「AI関連サービス」に統合

3【事業の内容】

当社グループは「Smart Work, Smart Life～人生のいい時間をつくりつづける。」をミッションに、AIなど先進のテクノロジーや第5世代(5G)移動通信システムを活用して、コミュニケーションの次元を高めることを目指し、企業の更なる業務効率向上と、働く従業員の多様な働き方の革新を支援するテクノロジーカンパニーです。

当社グループは、当社、連結子会社1社(AIX Tech Ventures株式会社)より構成されており、当社において当該ミッションを達成するために顧客企業における生産性向上に資するサービスを展開しており、企業向けに、コミュニケーションを通じてEngagementを高めるためのSmart AI Engagement事業を行っており、AIX Tech Ventures株式会社においてスタートアップ企業を中心とした投資及びビジネス支援や当社との協業を推進する投資事業を行っております。

企業向けに、コミュニケーションを通じてEngagementを高めるために、当社グループはサービスとして、①SMS(注1)やRCS(注2)などにより、企業と顧客間の円滑なコミュニケーションをサポートする「メッセージングサービス」及び②AIによる分析などにより企業における意思決定やDXを推進する「AI関連サービス」等を提供しております。

なお、HR関連サービスは2023年7月に「HYOUMAN BOX(ヒューマンボックス)」を事業譲渡したことにより、離職防止ソリューションサービス「People Engagement Cloud」のみとなったため、2024年1月よりAI関連サービスに統合いたしました。

(1) メッセージングサービス

メッセージングサービスは、主にB2Cビジネスを営む国内外の事業者に対して、エンドユーザーの保有するモバイル端末にSMSの配信を行うための配信プラットフォームサービスであります。

SMSは、電話、メール、DM(郵便)などの従来のコミュニケーション手段に比べて、比較的安価な費用で一般消費者とのコミュニケーションが行えることから、様々な用途で利用されており、主な利用用途は以下の通りです。

利用用途	内容
本人認証	Webサービスにおける本人確認に使用
業務連絡	登録派遣スタッフへの募集案内や面接日の連絡 重要事項の連絡
事前通知	予約確認連絡、各種往訪日の連絡、商品の出荷通知
プロモーション	キャンペーン等の通知
督促	滞納者への督促

顧客企業のニーズに合わせて柔軟な提案を可能にするプランを取り揃えており、双方向のSMS配信(注3)が可能な機能や、配信者情報を表記する機能、決済機能、自動応答機能などがあります。

当社と契約した顧客企業は、当社の配信管理画面を操作またはAPI(注4)により携帯電話事業者の回線を介して一般消費者の持つ携帯端末にSMSを配信することができます。APIにおいては、SMS専用プロトコルであるSMP(注5)接続も可能となります。

当該サービスのビジネスモデルは、顧客企業、販売会社(以下、販社という)、アグリゲーター(注6)と契約を締結し、初期等のカスタマイズ料と配信通数等に応じた月額の利用料の収益を計上し、携帯電話事業者に対するSMS配信に係る利用料とサーバー利用料等を費用に計上します。

携帯電話事業者が認める正規配信ルートによりSMS配信サービスを提供するには全ての携帯電話事業者(注7)と直接契約を締結する必要があり、当社は直接契約を締結しております。

また、SMSの次世代規格ともいわれるRCSについて、法人向けRCS配信サービス「絶対リーチ!RCS」を提供しております。

なお、メッセージングサービスのプラットフォームの名称は以下の通りです。

プラットフォーム名称	内容
絶対リーチ!SMS	SMS配信プラットフォーム
絶対リーチ!RCS	RCS配信及びチャットボットプラットフォーム

*SMS配信プラットフォームの名称を2020年9月に「AIX Message SMS」から「絶対リーチ!SMS」へ変更しております

ます。

*RCS配信プラットフォームの名称を2024年9月に「Smart X Chat」から「絶対リーチ！RCS」へ変更し、チャットボット機能を追加しております。

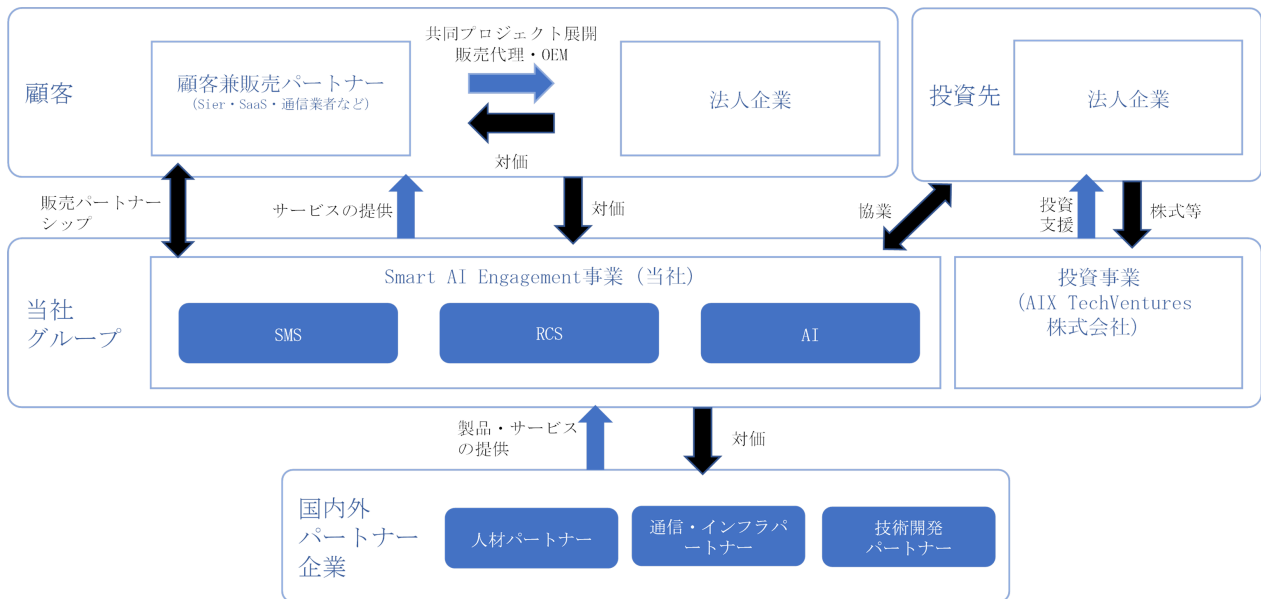
(2) AI関連サービス

当社は、従来データサイエンティストが行っていたAI分析を、直感的なユーザーインターフェースで誰でも簡単に実行できるノーコードAI分析ツール「Deep Predictor」を主要サービスとし、顧客企業毎の課題にあわせた最適なプランおよびカスタマイズを行いAI関連サービスとして提供しております。

- (注1) SMS：ショートメッセージサービス。相手先の電話番号だけで文字情報を送受信できるサービス。
- (注2) RCS：Rich Communication Services。世界的に標準化されている次世代メッセージングサービスの国際規格。
- (注3) 双方向のSMS配信：企業から一般消費者への一方的なSMS配信だけでなく、一般消費者からの返信が可能な配信。
- (注4) API：アプリケーションプログラミングインターフェース。ソフトウェアが連携することが可能になる仕様。
- (注5) SMP P：Short Message Peer-to-Peer。ショートメッセージデータを転送するための業界標準プロトコル。
- (注6) アグリゲーター：SMS配信需要をとりまとめて、大量のSMS配信を行う企業であり、主に海外アグリゲーター。
- (注7) 携帯電話事業者：株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社などの携帯会社。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は以下の通りであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) AIX Tech Ventures株式会社	東京都港区	95,000	国内外スタートアップ、当社グループとの協業推進	100.0	役員の兼任あり

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2. 2021年8月3日付で、AIX Tech Ventures株式会社を設立し、連結の範囲に含めております。
 3. 特定子会社に該当しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
Smart AI Engagement事業	56 (—)
合計	56 (—)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む）は、年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 当社グループは、Smart AI Engagement事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2024年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
56 (—)	37.0	3.0	8,985

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む）は、年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社の事業セグメントは、Smart AI Engagement事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
 4. 従業員数が当期中において、6名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、“Smart Work, Smart Life～人生のいい時間をつくりつづける。”をミッションに掲げております。ミッションの実現に向けて、企業と顧客の双方向のコミュニケーションを分析・開発することで、企業がより確実に顧客の課題を解決できる手助けをし、誰もが自らの力で高精度な予測分析を実現できる仕組みを提供します。また、効率的にビジネスを回せる人材を増やし、人工知能などの専門領域のコンサルティングを通じて、知見をさまざまな企業に広め、次の世代を育成し、日本全体の生産性を上げていきたいと考えております。そして、まだないサービスや商品を世に送り出し、もっとそれらの変革を加速していきたいと考えております。

(2) 経営戦略等

当社グループは、SMSの配信プラットフォーム「絶対リーチ！SMS」を主力サービスとして位置付け、顧客への直販及び販売代理店の開拓により事業を拡大して参りました。なお、更なる収益拡大のため、「CXツールへのSMSの進化」「レベニューモデルの進化」「パートナービジネスの更なる拡大」を推進し、他社との差別化をメッセージング×AIによるCXの変革を目指すことを「Smart AI Engagement事業」として取り組んで参ります。

またM&Aやベンチャー投資により自社事業周辺領域への進出を行い、市場でのポジショニング確立及び占有率の更なる拡大により成長を加速させて参りたいと考えております。

(3) 経営上の目標達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、収益性と効率性の拡大に伴い企業価値の向上を経営目標としております。経営指標としては、「売上高営業利益率」を重視しております。

(4) 経営環境

我が国経済は、このところ足踏みもみられますが、緩やかに景気回復しており、先行きについても、雇用、所得環境の改善等により緩やかな景気回復が継続することが期待されています。他方で、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響による、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクやアメリカの政策動向、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況となっております。

当社グループのサービスを展開するビジネスコミュニケーションプラットフォーム関連の市場は成長を続けており、2029年度にはSMSの配信数が11,375百万通にも及ぶという調査結果（出所：デロイト トーマツ ミック経済研究所「ミックITレポート2024年11月号」）があります。今後も、本人認証や未入金督促等の通知だけでなく、SMSの次世代規格である、「RCS (Rich Communication Services)」が適したプロモーション、マーケティングオートメーションとの連携が進むことで、関連市場は高い成長を続けていくものと予測されております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

(1)及び(2)に記載の、経営方針及び経営戦略等を実行していく上で、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下の通りであります。

① システム及びセキュリティの強化

当社グループは、収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安全かつ安定的に稼働させるための人員体制の強化及びセキュリティ品質の向上に努めて参ります。

② 優秀な人材の採用及び育成

当社グループは、AIでコミュニケーションの次元を高める会社を目指し、組織力、営業力、開発力を高め、ユーザーの多様なニーズに最適に対応し、当社グループの成長を確かなものとするのが最重要課題と考えております。そのため、優秀なグローバル人材やデータサイエンティストの採用と既存従業員のスキルの底上げを実施し、従業員に対して魅力的な労働環境を提供すると共に当社グループのミッション・バリューを深く浸透させ、優秀な人材を育成するよう努めて参ります。

③ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社グループの持続的な成長を支える盤石な内部管理体制の構築を図ると共に、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用や子会社管理等を行い、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んで参ります。

④ 知的財産権の確保

当社グループでは、日々の開発業務から生じた新規性のある独自技術を保護するために、当社グループ単独又は共同開発企業と共同で、特許権等の知的財産権の取得を図っております。しかしながら、A Iに関する開発分野においては、多くの国内外企業が積極的に取り組んでいるため、当社グループも特許権等の取得により当社グループの活動領域を確保することが課題であると考えております。今後、様々な業界において有用な知見が得られることが期待されるため、他社に先駆けて戦略的な特許権等の取得に取り組んで参ります。

⑤ 新技術への対応

当社グループが事業を行うA I関連の技術は、世界的に研究開発が活発に行われております。このような環境の下で当社グループが事業を継続的に拡大していくためには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しております。そのため、最先端の情報収集に努め、最先端の技術の開発と導入を行いながら技術力の向上に取り組んで参ります。

⑥ 携帯電話事業者との関係強化

携帯電話事業者により、SMS送信単価の引き上げや契約が継続できなかった場合に、業績に重要な影響を及ぼすと考えております。そのため携帯電話事業者との強固なリレーションを継続し、今後より深い関係を構築できるよう努めて参ります。

⑦ 新規事業の創出

経営環境が急激に変化する中、当社グループがサステナブルに企業価値を向上させていくためには、新規事業の創出による収益の多様化を図っていくことが必要であると考えております。このような環境下、従来取り組んできたAIを活用したサービスの早期事業化を図り、メッセージングサービスとの融合により、顧客への提供価値の拡張性を高める仕組みづくりに積極的に挑戦して参ります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) サステナビリティ全般に関するガバナンス

当社グループは、“Smart Work, Smart Life～人生のいい時間をつくりつづける。”をミッションに掲げております。ミッションの実現に向けて、企業と顧客の双方向のコミュニケーションを分析・開発することで、企業がより確実に、顧客の課題を解決できる手助けをし、誰もが自らの力で高精度な予測分析を実現できる仕組みを提供することで、効率的にビジネスを回せる人材を増やし、人工知能などの専門領域のコンサルティングを通じて、知見をさまざまな企業に広め、次の世代を育成し、日本全体の生産性を上げていきたいと考えております。そして、まだないサービスや商品を世に送り出し、もっとそれらの変革を加速していきたいと考えております。

そして、サステナビリティに関する方針や戦略の検討、立案について適切に対応していくための体制の整備を行い、サステナビリティへの取組みを推進することを検討しております。また、重要な案件については、取締役会への報告を行い、適切な意思決定と監督を行うことで、実効性を確保して参ります。

(2) サステナビリティ全般に関するリスク管理

当社グループは「リスク管理規程」を設定し、事業の継続及び安定的発展の確保や地球環境を含めたステークホルダーの利益阻害要因の除去・軽減、役職員のコンプライアンスの精神に則った行動の推進を強化しております。

また、取締役を中心に構成するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、原則として四半期に1度開催し、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。

(3) 重要なサステナビリティ項目

上記ガバナンス及びリスク管理を通して識別された当社グループにおける重要なサステナビリティ項目は、人的資本であると認識しております。人的資本に係る当社の戦略、指標及び目標は次の通りです。

① 戦略

当社グループのSmart AI Engagement事業における収益確保を継続するため、優秀な人材を獲得し続ける必要があると考えております。しかしながら、今後の働く人口と求人案件数の需給バランスを考慮すると採用難易度が上がることが考えられます。そのため、人材採用において従来の採用手法に加え、当社グループ自身の採用力強化が必要だと考えております。なお、採用強化のための各方針については以下の通りです。

(ア) 人材採用

人材採用に関して、今までは人材紹介をメインに利用して参りました。しかしながら先述の通り、現在よりも採用難易度が上がることが考えられるため、リファラル採用（注1）や、ダイレクトリクルーティング（注2）に注力して参ります。

ダイレクトリクルーティングにおいては、面接や面談などで1度何らかの機会により接点があった求職者情報を本人同意の下に蓄積し、当社求人状況と人材の転職タイミングがあった際に改めて面接を行うというタレントプールの手法を取り入れ、他社を経験しスキルアップした優秀な人材を効率的に採用するプロセスを構築いたします。

(イ) エンゲージメント

持続的な企業成長を実現するために、社員のエンゲージメント（注3）向上を重要な経営課題と位置付けています。社員が生き生きと働き、当社に対する満足度や帰属意識を高めることが、組織全体の生産性向上と競争力強化につながると考えています。

そのため、社内のエンゲージメント向上施策の一環として、「賞賛の総量を増やす」取組みを推進しています。本施策により、社員同士の信頼関係を深め、円滑なコミュニケーションを促進するとともに、組織の活性化を図ります。

② 指標及び目標

当社グループでは「① 戦略」に記載の方針で取組を行っているものの、本報告書提出日現在において、具体的な指標及び目標を設定しておりません。

今後、各方針に関連するデータの収集及び分析を進め、具体的な指標及び目標を設定し、その進捗に合わせて開示項目を検討して参ります。

(注1) リファラル採用：自社の社員に採用条件とマッチする知人や友人を紹介してもらい、採用選考につなげる採用手法。

(注2) ダイレクトリクルーティング：「欲しい」人材を採用するために、企業自身が採れる手段を主体的に考え、能動的に実行する採用活動。

(注3) 社内エンゲージメント：自社社員が仕事に対して積極的に関わり、貢献意欲ややりがいを感じる状態を表す指標。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載は、当社株式への投資に関連する全てのリスクを網羅するものではありませんので、ご注意ください。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。

(1) 市場動向に係るリスク

当社グループが属するビジネスコミュニケーションプラットフォーム関連の市場は成長を続けており、サービスの導入が進むことによって、今後も高い成長を続けていくことが予想されます。しかしながら、SMS配信サービス市場でいえば、当社グループを含め4社により市場の大半を占めて寡占市場となっています。それゆえ、市場の成長スピードが大きく鈍化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。そして、逆に市場の拡大が急速に進んだ場合であっても、当社グループが同様のペースで順調に成長しない可能性があります。さらには、市場が成熟していないため、今後、新規参入等により市場シェアの構成が急激に変化した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競合他社に係るリスク

当社グループのSmart AI Engagement事業としては、「メッセージングサービス」及び「AI関連サービス」を展開しており、当連結会計年度末において、国内外に競合他社が存在しております。当社グループとしましては、これまで培ってきた技術を生かして、顧客のニーズに合致したサービスの開発を継続して参りますが、競争環境の更なる激化等、競合の状況によっては、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 取引先に対する依存に係るリスク

①取引先に関するリスク

当社グループの売上高のうち、メッセージングサービスの海外の主要顧客割合が9.9%を占めております。同社の方針変更等により大幅に金額が減少した場合に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

②仕入先に関するリスク

SMS配信プラットフォームを運営するに当たり、当社は主要な携帯電話事業者4社と直接接続契約を締結しており、当社グループでは企業から依頼された配信コンテンツを当社システムから携帯電話事業者のSMS配信ルートを利用して、一般ユーザーに配信しております。現在、携帯電話事業者と当社との間の契約の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、携帯電話事業者の経営方針が変更となった場合、SMS送信単価の引き上げ等が実施された場合、その他何かしらの事情により当社といずれかの携帯電話事業者との契約が継続できなかった場合に、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新に係るリスク

当社グループが、サービスを提供するAI技術を活用した業界においては新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており非常に変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素を取り入れて参りますが、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、当社グループが提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また、新技術への対応のため、予定していないシステムの投資が必要となった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5) システム障害に係るリスク

当社グループの事業は、サービスの基盤をインターネットに依存しているため、自然災害や事故等により通信ネットワークが遮断された場合には、サービスを提供することが不可能となる場合があります。また、アクセスの一時的な増加による負荷増大によって、当社のサーバーが停止し、サービス提供に支障が出る場合があります。

さらには、外部からの不正な手段によるコンピューター内への侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等によって、当社のシステムに重大な影響が出る場合があります。当社といたしましては、定期的なシステムのバックアップを実施すると共に、外部のデータセンターを利用することでセキュリティ強化や安定的なシステム運用ができるような体制の構築に努めておりますが、前述のような状況が発生した場合には、当社への損害賠償請求等により直接的な損害が生じる可能性の他、当社グループ及び当社システムへの信頼の低下により、間接的に当社の事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の確保及び育成に係るリスク

当社グループが、今後更なる業容拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保、育成することが重要な課題となります。現在も採用活動による人材の獲得に加え、入社後の社内における研修・育成等、人材の流出に対応した各種施策を推進しております。しかし、人材の採用や社内における人材の育成が計画通りに進まず、適正な人員配置が困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 顧客情報の管理に係るリスク

当社グループは、提供するサービスに関連して顧客企業の機密情報や個人情報を取扱っております。これらの情報資産を保護するため、プライバシーマーク（有効期限：2026年10月16日）及びISO/IEC 27001:2013（有効期限：2027年8月28日）を取得している他、情報セキュリティに関する方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しております。しかしながら、このような対策にもかかわらず重要な情報資産が外部に漏洩した場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償請求の発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、個人情報に関する事故等の発生や重大な認証違反があり不適合の是正進捗がない場合は、認証取消となり当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 法的規制に係るリスク

①電気通信事業法

当社グループは、電気通信事業者として総務省に届出を行っており、電気通信事業法に基づく通信役務の提供を行っております。今後、これらの法令や規則等の予測不能な変更あるいは新設が各事業の営業成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当該法令に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められた場合、許認可取消を受ける可能性があります。

当社グループは、当該法令の遵守に努めており、当連結会計年度末において、こうした取消事由に該当する事項は生じておりませんが、かかる事態が発生した場合には、当社事業及び業績に影響を与える可能性があります。

②特定電子メールの送信の適正化等に関する法律

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律は、一時に多数の者に対してなされる特定電子メールの送信等による電子メールの送受信上の支障を防止する必要性が生じていることに鑑み、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図り、高度情報通信社会の健全な発展に寄与することを目的としており、SMS配信も対象となっております。

当社グループでは、SMS配信審査の中で法令違反が発生しないように利用目的を事前に確認する等の対応を行っておりますが、万一当社顧客が法令違反をし、業務改善命令や罰則等を受けた場合に当社の業績に影響を与える可能性があります。

(9) 知的財産権に係るリスク

当社グループは、運営するサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権を侵害しないよう、十分注意を払っております。しかしながら、今後当社グループが属する事業分野において第三者の権利侵害が成立した場合は、第三者より損害賠償及び使用差止め等の訴えを起こされる可能性及び権利に関する使用料等の対価の支払いが発生する可能性があり、また当社グループの知的財産権が侵害された場合においても、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 自然災害、事故等に係るリスク

当社グループでは、自然災害、事故等に備え、定期的なバックアップ、稼働状況の監視等によりトラブルの事前防止または回避に努めておりますが、当社グループ所在地周辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社グループ設備の破壊や電力供給の制限等の事業継続に支障を来す事象が発生して、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 内部管理体制に係るリスク

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識の下、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要と認識しております。

また、小規模組織の当社グループでは特定の人材に過度に依存しないよう組織的な経営体制を整備し、全般的な経営リスクの軽減に努めると共に、管理体制の整備・強化を図っております。しかしながら、管理体制の拡充を上回る速度で拡大した場合、適切な代替要員の不在や人員増強の遅延等により、当社グループの内部管理体制に支障が生ずる可能性があります。

(12) 新株予約権の行使による株主価値の希薄化に係るリスク

当社グループは、取締役及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブ等を目的として、新株予約権を付与している他、今後も優秀な人材確保のため新株予約権を発行する可能性があります。現在付与されている、または今後付与する新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。当連結会計年度末、これらの新株予約権による潜在株式数は336,100株であり、発行済株式総数4,037,350株の8.32%に相当しております。なお、新株予約権の詳細は、後記「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」をご参照ください。

(13) 訴訟等に係るリスク

当社グループでは、これまでに訴訟は発生しておりません。しかしながら、将来において当社の取締役、従業員の法令違反等の有無にかかわらず、予期せぬトラブルや訴訟等が発生する可能性は否定できません。かかる訴訟が発生した場合には、その内容や賠償金額によって、当社グループの業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 資本提携及びM&Aに関するリスク

当社グループは、事業規模の拡大や営業基盤の強化による収益性及び競争力向上を目的として、当社グループの事業と関連性があり、事象シナジーを見込める企業を対象とした資本業務提携及びM&Aを積極的に実施して参ります。このような活動においては、譲受対価によっては償却費用が増加し、あるいは提携先及び出資先の業績によっては、評価損を計上する等の状況となり、結果として当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、M&Aにおいては、のれん計上後の経営環境の変動等により、のれんの超過収益力が著しく低下した場合には減損損失が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当該リスクへの対応については、当社グループでは、有識者会議及び取締役会において、案件の妥当性及び合理性を慎重に審議し実行し、M&A後のモニタリング状況についても同様の会議体において報告を行い、リスクの把握に努めて参ります。

(15) ソフトウェアの投資に関するリスク

当社グループにおけるソフトウェア投資は、競争力の確保及び維持、収益力向上の観点で重要であり、継続的かつ積極的なソフトウェア投資が重要課題の一つとなっております。当社グループにおいては、ソフトウェアの開発計画の大幅な遅延、開発コストの増加、収益計画の下振れ等により、投資回収が当初計画どおり見込めない場合には減損損失が発生し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループでは、当該リスクへの対応について、有識者会議及び取締役会にて案件の妥当性及び合理性等を慎重に審議し投資を行っており、投資実行後も定期的なモニタリングを行い、同様の会議体において報告を行い、減損に関するリスク回避をするように努めております。

(16) CVC投資に関するリスク

当社グループにおけるCVC事業は、コミュニケーション事業領域のスタートアップ企業や女性起業家を中心に投資を展開しております。具体的な投資対象は、当社グループにおける既存事業領域の拡大、新規事業創出に繋がる独自の技術・サービスを持つ国内外のスタートアップ企業が対象となります。従いまして、実質的な財務リターンを求めるといよりは、戦略リターンを重点においた投資を行っております。

投資に際しては、当社グループが定める投資ルールに基づく投資・運用プロセスに従い、投資検討時は詳細なデューデリジェンス、投資実施後は事業進捗に対する定期的にモニタリング等を徹底し、可能な限りリスクを回避するよう努めております。

しかしながら、投資先企業の財政状況の悪化などにより、投資価値が毀損したと判断した場合には減損計上の処理を行います。これら減損処理により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響が及ぶ可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次の通りであります。

①財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて265,644千円増加し、2,390,255千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて255,195千円増加し、2,131,212千円となりました。これは主に、預け金が154,768千円減少した一方で、現金及び預金が308,769千円、売掛金及び契約資産が66,212千円それぞれ増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて10,449千円増加し、259,042千円となりました。これは主に、投資有価証券が26,536千円、ソフトウェア仮勘定が23,583千円それぞれ減少した一方で、繰延税金資産が46,065千円、ソフトウェアが16,722千円それぞれ増加したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて235,985千円増加し、681,112千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて238,670千円増加し、681,112千円となりました。これは主に、未払金が72,776千円、株主優待引当金が70,101千円、未払法人税等が50,325千円、その他（未払消費税等）が47,834千円それぞれ増加したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて2,685千円減少しました。これは長期借入金が2,685千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて29,659千円増加し、1,709,142千円となりました。これは主に、自己株式の取得により自己株式が155,300千円増加した一方で、利益剰余金が148,485千円、新株予約権が34,928千円それぞれ増加したことによるものであります。

②経営成績の状況

我が国経済は、このところ足踏みもみられますが、緩やかに景気回復しており、先行きについても、雇用、所得環境の改善等により緩やかな景気回復が継続することが期待されています。他方で、欧米における高い金利水準の継続に伴う影響による、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクやアメリカの政策動向、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある状況となっております。

当社グループのサービスを展開するビジネスコミュニケーションプラットフォーム関連の市場は成長を続けており、2029年度にはSMSの配信数が11,375百万通にも及ぶという調査結果（出所：デロイト トーマツ ミック経済研究所「ミックITレポート2024年11月号」）があります。今後も、本人認証や未入金の督促等の通知だけでなく、SMSの次世代規格である、「RCS（Rich Communication Services）」が適したプロモーション、マーケティングオートメーションとの連携が進むことで、関連市場は高い成長を続けていくものと予測されております。

このような事業環境の中、当社グループは「Smart Work, Smart Life～人生のいい時間をつくりつづける。」をミッションに、コミュニケーションの次元を高めることを目指し、企業の更なる業務効率向上と、働く従業員の多様な働き方の革新を支援するため、メッセージングサービスであるSMS配信プラットフォーム「絶対リーチ！SMS」及びRCS配信及びチャットボットプラットフォーム「絶対リーチ！RCS」を展開し、配信数を拡大しております。また、収益性の高い国内顧客への注力及び金融や人材関連サービスを中心とした業界特化施策の実施、SMSサービスにAI技術を組合せ多様化する顧客ニーズへ対応した統合型ソリューションを提供しSMSの提供価値を進化させることで収益性を向上しております。

当社の連結子会社であるAIX Tech Ventures株式会社が保有する投資有価証券のうち、簿価に比べて実質価額が著しく下落したものについて投資有価証券評価損23,499千円を計上いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,705,853千円（前年同期比13.9%増）、営業利益335,072千円（前年同期比14.7%増）、経常利益326,195千円（前年同期比12.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益148,485千円（前年同期比5.3%減）となりました。

③キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末より308,769千円増加し、1,563,532千円となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は342,927千円（前連結会計年度は360,657千円の収入）となりました。これは主に、増加要因として税金等調整前当期純利益302,696千円、株主優待引当金の増加額70,101千円、減少要因として法人税等の支払額139,304千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は24,195千円（前連結会計年度は29,313千円の支出）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出24,195千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は9,962千円（前連結会計年度は289,109千円の支出）となりました。これは主に、自己株式の取得による支出157,193千円、自己株式取得のための預け金の減少額153,626千円によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしておりません。

b. 受注実績

提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
Smart AI Engagement事業	3,705,853	113.87
合計	3,705,853	113.87

(注) 1. 当社の事業セグメントは、Smart AI Engagement事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績は次の通りです。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
メッセージングサービス	3,705,853	114.62
HR関連サービス (注)	—	—
合計	3,705,853	114.62

(注) HR関連サービスの一つである「HYOUMAN BOX (ヒューマンボックス)」を2023年7月3日付けでシークワンズテクノロジー株式会社に事業譲渡し、HR関連サービスを終了しております。

離職防止ソリューションサービス「People Engagement Cloud」については、新規の販売は停止し、既存顧客へのサービス提供を継続しておりますが、HR関連サービス終了に伴い、当連結会計年度よりメッセージングサービスに含めております。

(注) 2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
Twilio Inc.	488,619	15.0	367,934	9.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において認識及び分析・検討したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で、かつ、合理的であると考えられる見積りについては、過去実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載の通りであります。

当社グループの連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項」に記載しております。

②経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

財政状態の状況分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ①財政状態の状況」に記載の通りであります。

b. 経営成績

経営成績の状況分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②経営成績の状況」に記載の通りであります。

c. キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

d. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載の通りであります。

e. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、営業活動によるキャッシュ・フローの他、一部資金を金融機関からの借入等により調達しております。なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,563,532千円となっており、当面事業を継続していく上で十分な流動性を確保しております。

5 【経営上の重要な契約等】

携帯通信事業者との契約

相手方の名称	契約又は申込の名称	契約期間又は申込日
㈱NTTドコモ	電気通信サービスの提供に関する契約書	2024年11月1日から2025年10月31日
KDDI㈱	+メッセージBizアグリゲーター契約書	2022年5月31日から2023年3月31日 (以後1年ごとの自動更新)
ソフトバンク㈱	API接続契約申込書	利用開始申込日 2017年12月8日
楽天モバイル㈱	楽天SMS配信サービス申込書	利用開始申込日 2019年9月17日

6 【研究開発活動】

当社グループは、研究開発部門において、AI技術を活用したSmart AI Engagementの研究開発を行っております。研究開発体制としては、当該分野における研究経験や製品の開発経験がある者等、高い専門性を有するメンバーを中心に研究開発を行うと共に、当該分野の第1人者である東京大学の杉山将教授も顧問に加わっていただいております。

なお、当社グループはSmart AI Engagement事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当連結会計年度における研究開発費の総額は57,077千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した、有形固定資産及び無形固定資産への設備投資等の総額は、21,259千円であります。その主なものは、サービス機能等のソフトウェアの開発であります。なお、当社グループはSmart AI Engagement事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当連結会計年度に重要な設備の除却又は売却につきましては、該当ありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

なお、当社はSmart AI Engagement事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (人)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	のれん	合計	
本社 (東京都港区)	本社事務所	—	167	98,111	—	4,469	102,748	56(-)

(注) 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

重要な設備の新設の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2024年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年3月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,037,350	4,037,350	東京証券取引所 (グロース市場)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数100株であります。
計	4,037,350	4,037,350	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権A

決議年月日	2017年2月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 7(注)1
新株予約権の数(個)※	180
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 9,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	667(注)3、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年3月1日 至 2026年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 667 資本組入額 333.5(注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※ 当事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年2月28日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、当社元従業員2名となっております。

2. 当社が普通株式について株式分割(株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、当社取締役会の決議をもって合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が普通株式について株式分割(株式の無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、(普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額× $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転を行う場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、当社取締役会の決議をもって合理的な範囲で調整されるものとする。

4. ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社(会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。)の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ② 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日（以下、「上場日」という。）まで、その権利を行使できない。
- ③ 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度においてのみ行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1株未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- a. 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の20%
- b. 上場日から1年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の40%
- c. 上場日から2年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の60%
- d. 上場日から3年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の80%
- e. 上場日から4年間を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の全て
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑥ 新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならないが、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第1回新株予約権B

決議年月日	2017年5月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 9（注）1
新株予約権の数（個）※	2,436
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 121,800（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	667（注）3、6
新株予約権の行使期間※	自 2019年6月1日 至 2026年12月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 667 資本組入額 333.5（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 付与対象者の退職による権利の喪失及び従業員の取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名、当社従業員3名、当社元従業員1名となっております。
2. 当社が普通株式について株式分割（株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、当社取締役会の決議をもって合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が普通株式について株式分割（株式の無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合は、（普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転を行う場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、当社取締役会の決議をもって合理的な範囲で調整されるものとする。

4. ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。）の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。但し、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日（以下、「上場日」という。）まで、その権利を行使できない。
- ③ 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度においてのみ行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1株未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- a. 上場日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の20%
- b. 上場日から1年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の40%
- c. 上場日から2年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の60%
- d. 上場日から3年間を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の80%
- e. 上場日から4年間を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の全て
- ④ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- ⑥ 新株予約権者が1個または複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して発行される株式数は整数（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければ

ばならず、1株（当社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2（注）1
新株予約権の数（個）※	100
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,000（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	750（注）3、6
新株予約権の行使期間※	自 2020年4月1日 至 2028年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 750 資本組入額 375（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名となっております。
2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。

3. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行または普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記の他、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合またはその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

4. ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位を有していなければならない。但し、正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。
6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年3月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2（注）1
新株予約権の数（個）※	564
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 28,200（注）2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	900（注）3、6
新株予約権の行使期間※	自 2021年3月30日 至 2029年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 900 資本組入額 450（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権者は新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定その他の処分をすることができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）
1. 付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、当社元従業員1名となっております。
 2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合

には、当社は合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数を調整することができる。

3. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の発行後、当社が行使価額を下回る払込金額で普通株式の発行又は普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合（普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記の他、新株予約権の発行後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

4. ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、その他これらに準ずる地位を有していなければならない。但し、正当な理由があるものと当社が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
6. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2019年5月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	200
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,000（注）2、7
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	900（注）3、7
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年5月23日 至 2029年3月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 911（注）4、7 資本組入額 455.36（注）7
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）
1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき535円で有償発行しております。
 2. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
 3. 新株予約権の発行後、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、当社が、新株予約権の発行後、時価を下回る価額で普通株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から、当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

4. 発行価格は、本新株予約権の行使時の払込金額1株当たり45,000円と本新株予約権の発行価額1株当たり535円を合算しております。
5. ①新株予約権者は、新株予約権を取得した時点において当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、正当な理由があるものと当社が認めた場合は、この限りではない。
②新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所の市場に上場されている場合で、かつ、当社に適用される金融商品取引所の有価証券上場規程に基づき最初に開示される第2四半期決算短信の開示日の翌日から当社4営業日目までの間及び通期決算短信の開示日の翌日から当社4営業日目までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
③新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。但し、当社が別段の取扱いを定めた場合は、この限りではない。
イ. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
ロ. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

- ハ. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ニ. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ホ. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ヘ. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
 - ト. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - チ. 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- ④新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- ⑤各新株予約権の一部行使はできない。
6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、会社分割、株式交換及び株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。但し、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
7. 2019年6月14日開催の取締役会決議により、2019年7月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年6月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11（注）1
新株予約権の数（個）※	36
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 3,600（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,765（注）3、4
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年7月4日 至 2033年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,765 資本組入額 883
新株予約権の行使の条件 ※	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）6

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- （注）1. 付与対象者の退職等による権利の喪失により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社元従業員1名となっております。
2. 本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行の日が属する月の前月各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の場合の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ再直近日の終値とする。）を下回る場合は、当該終値とする。
4. (1) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{時価}} \\ \text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。
5. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
- ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- (4) 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。

6. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2及び（注）3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（注）6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日である2026年7月4日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日である2033年7月3日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第12回新株予約権

決議年月日	2024年4月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の数（個）※	500
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 50,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,192（注）2、3
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年7月16日 至 2034年4月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,192 資本組入額 596
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行の日が属する月の前月各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の場合の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ再直近日の終値とする。）を下回る場合は、当該終値とする。
3. (1) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。
4. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2及び（注）3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（注）5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日である2026年7月16日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日である2034年4月15日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2024年7月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 11
新株予約権の数（個）※	1,121
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 112,100（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,159（注）2、3
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年7月31日 至 2034年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,159 資本組入額 580
新株予約権の行使の条件 ※	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年2月28日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。但し、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、本新株予約権発行の日が属する月の前月各日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1 円未満の場合の端数は切り上げる。但し、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（これが存在しない場合には同日に先立つ再直近日の終値とする。）を下回る場合は、当該終値とする。
3. (1) 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- (2) 本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から、当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

- (3) 本新株予約権の割当日後、当社が必要と認めた場合、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。
4. (1) 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 本新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (3) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑨号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申立てた場合
 - ⑦ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
 - ⑧ 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
 - ⑨ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2及び（注）3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記（注）5. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日である2026年7月31日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日である2034年7月30日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
上記（注）4に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2020年1月1日～ 2020年12月31日 (注) 1	52,150	3,995,050	21,237	470,161	21,237	446,161
2021年5月31日 (注) 2	—	—	△460,161	10,000	—	—
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注) 1	7,800	4,002,850	2,977	12,977	2,977	449,138
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注) 1	3,700	4,006,550	1,337	14,314	1,337	450,476
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注) 1	30,800	4,037,350	10,271	24,586	10,271	460,748
2024年1月1日～ 2024年12月31日	—	4,037,350	—	24,586	—	460,748

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 資本金の減少は、無償減資によるものであります。減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

2024年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	3	12	54	20	35	6,058	6,182	—
所有株式数 (単元)	—	2,682	406	8,077	910	163	28,063	40,301	7,250
所有株式数の割 合(%)	—	6.65	1.00	20.04	2.25	0.40	69.63	100	—

(注) 自己株式281,904株は、「個人その他」に2,819単元、「単元未満株式の状況」に4株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2024年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社IBIサーチ	神奈川県鎌倉市大船1-23-16-504	580	15.44
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1-8-12	260	6.93
岡部 典子	東京都港区	162	4.32
株式会社アウトソーシングテクノ ロジー	東京都千代田区丸の内1-8-3	81	2.17
株式会社CARTA VENTURES	東京都港区虎ノ門2-6-1	81	2.16
鈴木 さなえ	東京都港区	68	1.81
三菱UFJキャピタル6号投資事業有 限責任組合	東京都中央区日本橋2-3-4	60	1.61
PAYMENT VENTURES LLC (常任代理人 創・佐藤法律事務所 弁護士 佐藤 有紀)	3955 GRANADA BLVD, CORAL GABLES, FL3 3134, USA (東京都千代田区丸の内3-4-1)	35	0.93
植村 友彦	東京都港区	33	0.90
田中 正則	東京都小金井市	32	0.86
計	—	1,394	37.13

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数260千株は、全て信託業務に係る株式数であります。
2. 2023年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社及び共同保有者1社が2023年10月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2024年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne 株式会社	東京都千代田区丸の内 1-8-2	245	6.07
計	—	245	6.07

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 281,900	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 3,748,200	37,482	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数100株であります。
単元未満株式	普通株式 7,250	—	—
発行済株式総数	4,037,350	—	—
総株主の議決権	—	37,482	—

② 【自己株式等】

2024年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
AI CROSS株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号	281,900	—	281,900	6.98
計	—	281,900	—	281,900	6.98

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (2023年11月14日) での決議状況 (取得期間 2023年12月1日~2024年2月29日)	250,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	109,800	144,602,900
当事業年度における取得自己株式	124,600	155,300,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	15,600	96,800
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	6.2	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合 (%)	6.2	0.0

(注) 東京証券取引所における市場買付けによる取得であります。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	—	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2025年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	281,904	—	281,904	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2025年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けておりますが、現在、当社は成長過程にあると考えているため、収益基盤の強化及び事業領域の拡大のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、より一層の業容拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

このことから、当社は創業以来配当を実施しておらず、今後においても将来の事業展開と財務体質の強化を目的に、必要な内部留保を確保することを基本方針としております。

なお、内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開に資する設備投資に有効活用していく所存であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当及び期末配当を行うことができる旨を定款に定めており、期末配当を行う基準日は毎年12月31日、中間配当を行う基準日は毎年6月30日であり、その他基準日を定めることができます。

なお、今後の配当実施の可能性及び、その実施時期、毎事業年度における配当の回数等については未定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させながら、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、当社の経営を負託された取締役が職責に基づいて適切な経営判断を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、監査等委員会による経営の監査機能を発揮すること、並びに説明責任を果たすべく適時適切な情報開示を行うことが重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、2018年3月30日開催の定時株主総会における定款変更により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行し、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することにより、独立性の高い社外取締役及び監査等委員会による監督、監査機能の充実を図ることは、経営における透明性の高いガバナンス体制を維持し、継続的な企業価値の向上に資すると考え、現在の体制を採用しております。

各機関等の内容は次の通りであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役 原田典子が議長を務めております。その他のメンバーは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）菅野智也、監査等委員である取締役 鈴木さなえ、同 仙石実、同 松永暁太の計5名で構成されております。このうち、仙石実及び松永暁太は社外取締役であります。事業内容に精通した業務執行取締役による迅速な意思決定が図られる一方、当社とは特別の利害関係がない社外取締役が取締役会の意思決定に参加することで、経営の健全性・透明性が担保されております。

取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催する他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款の定めによる他、取締役会規程の定めに従い、経営方針・事業計画の他、重要な人事・組織・制度、株主総会に係る事項等、内部監査の状況等、当社グループの経営に係る重要事項につき、取締役会にて審議・決議しております。また、月次業績の把握及び経営状況のモニタリングを行っております。

なお、当事業年度は、取締役会を全15回開催し、その全ての取締役会に全取締役が出席しております。

b. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役 鈴木さなえ、同 仙石実、同 松永暁太の3名で構成されております。このうち、仙石実及び松永暁太は社外取締役であり、また、東京証券取引所が定める独立役員として届出を行っております。鈴木さなえは監査等委員であります。

監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務執行について監督しております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査等委員会の監査機能の強化に努めております。

c. 内部監査

当社の内部監査は、内部監査担当者2名が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、内部監査を実施しております。

d. リスク・コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置しております。リスク・コンプライアンス委員会は取締役を中心に構成されております。原則として四半期に1度開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。

e. 会計監査人

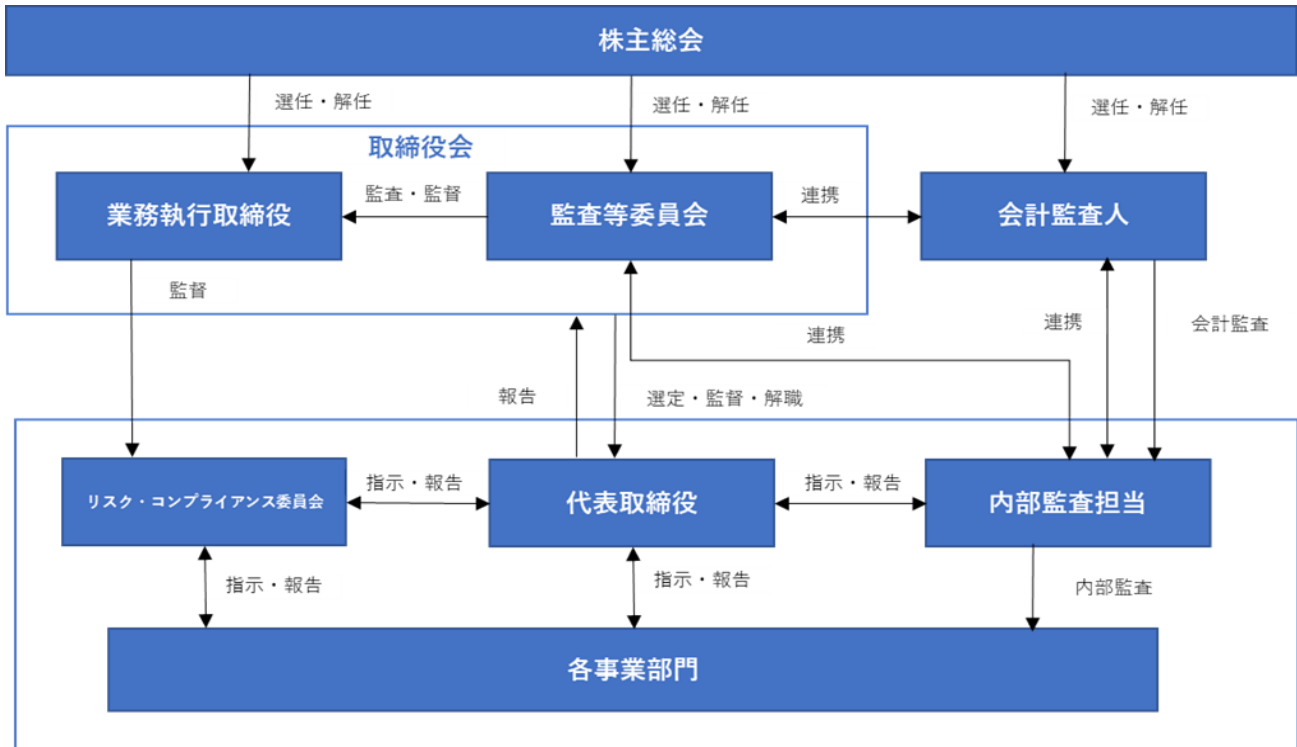
会計監査人による外部監査については、東陽監査法人と監査契約を締結しており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠した監査を受けております。監査等委員会においては、会計監査人より四半期ごとの監査の報告、内部統制システムの状況及びリスクの評価等についての説明、意見・情報交換、重要な会計的課題について適宜相談するなど、相互の連携を図っております。なお、同監査法人及び当社監査に従

事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

f. 弁護士等その他第三者の状況

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士等に相談し、必要な検討を行っております。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要)



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社では業務の適正性を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

イ. 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人が、法令、定款及び社会規範を遵守する行動規範として、リスク・コンプライアンス規程を定める。
- ・代表取締役を最高責任者とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。
- ・内部監査担当を設け、業務の適正性に関する内部監査を行う。
- ・当社の子会社については、その独立性を尊重し、「関係会社管理規程」において、親会社として必要以上に関係会社の経営に介入しない旨を規定すると共に、子会社と密にコミュニケーションを取り、常時円滑な意思疎通が行える状態を保つよう努める。
- ・使用人等が、法令・定款及び社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人等に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度規程を制定すると共に、内部通報窓口を設置する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書情報管理規程に従いこれらを保存、管理する。
- ・取締役の職務執行に係る上記文書等は、監査等委員会が選定した監査等委員の求めに応じて、閲覧・謄写・複写できる状態を維持する。

ハ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を原則毎月1回開催する。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- ・中期経営計画を定期的に策定し、計画を実現するために、年度ごとに全社的な目標を設定した予算を立案し、各部門において目標達成に向け具体策を実行する。
- ・取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定の全部または一部を代表取締役に委任することができる。

ニ、損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・代表取締役を最高責任者とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理に関する重要課題を審議する。
- ・リスク・コンプライアンス規程において、リスク管理に関する重要事項の取扱いについて定める。
- ・内部監査担当を設け、業務運営の適正性・リスクに関する内部監査を行う。

ホ、当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の子会社について、当社の主管部門が統括・管理することによって、当社の子会社の業務の適正を確保するための体制を構築。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制」を、経営の重要課題に掲げ、当社グループを挙げてこれに取り組む。

- ・当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社に対し、その業績その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。また、当社は、同規程において、当社の子会社に法令・定款の違反や重大リスクの発現など当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれが生じた場合について、当社の子会社に対し、かかる事実等の当社への速やかな報告を義務づける。

- ・当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」において、当社の子会社は、自己の責任において、その経営に著しい損害を及ぼすおそれのある重大なリスクについて適切に管理すべき旨規定すると共に、当社は、適宜当社の子会社を支援すべき旨定める。また、当社は、同規程において、当社の子会社は、かかる重大リスクが発現し、又は、そのおそれがあるときは、速やかに当社に報告すべき旨規定する。

- ・当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社の経営方針及び指示事項を定め、当社の子会社は、それらを踏まえて経営計画を策定し、当社の承認を得る。当社は、当社の子会社の業績の推移状況を確認・評価すると共に、必要に応じて当社の子会社を指導する。

ヘ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・監査等委員会を補助するために、専任または兼任の所属員を配置する。
- ・所属員に関する任命・異動・人事評価等は、監査等委員会の同意を得て行い、業務執行取締役からの独立性を確保する。
- ・所属員は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助する。

ト、監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員は、取締役会において業務執行取締役から担当する業務の執行状況について定期的に報告を受ける。
- ・代表取締役は、業務執行取締役の選解任または辞任並びにその報酬について、監査等委員会に適時適切に報告を行う。
- ・業務執行取締役は、当社及び当社の子会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事象が生じた時は、自ら又は関係部署責任者により、直ちに監査等委員会に報告を行う。
- ・監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な会議に出席し、稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて業務執行取締役又は使用人にその説明を求めることができる。
- ・当社及び当社の子会社の役員及び使用人は、コンプライアンス上の問題点を、当社の内部通報窓口を使用することなく、監査等委員会又は監査等委員に対して直接報告することができる。この場合、報告者は当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

チ. 監査等委員会の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員会の職務の執行に必要な費用は、毎期独立した予算を計上し、経費支払基準に基づき速やかに費用の処理を行う。
- ・監査等委員会は、必要により独自に外部専門家等を合理的な範囲で活用することができ、この場合の費用は当社が負担する。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、効果的な監査を実施できるよう内部監査担当者との連携を図る。
- ・監査等委員会は、毎年、監査方針及び監査計画を立案し、取締役会に報告する。
- ・監査等委員会は、取締役会又はその他の場を通して、監査等での指摘事項の対応状況につき説明を受け、フィードバックを行うなど、監査の実効性を高める。
- ・監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人と、それぞれ定期的に監査等について意見交換を行う。

ヌ. 反社会的勢力排除に向けた体制

- ・当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
- ・当社は、反社会的勢力に対しては、管理部長若しくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社では、「リスク・コンプライアンス規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて、弁護士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築すると共に、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

c. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役が職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することを目的とするものであります。

d. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役である者を除く。）全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役である者を除く。）全員は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用の損約の被保険者に含まれることとなります。

f. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

g. 取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任いたします。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

h. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

剰余金の配当等の決定機関

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に規定しております。これは、剰余金の

配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

i. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性3名 女性2名 (役員のうち女性の比率40.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	原田 典子 (戸籍上の氏名 岡部 典子)	1974年4月2日	1998年4月 SAPジャパン(株)入社 2000年12月 AOSテクノロジーズ(株)入社 2002年4月 AOS Technologies America, Inc. 転籍 2011年11月 AOSテクノロジーズ(株)転籍 2015年3月 当社代表取締役就任 (現任) 2021年8月 AIX Tech Ventures株式会社 取締役就任 (現任) 2022年12月 株式会社アスコット社外取締役就任 (現任) 2024年9月 株式会社マーケットエンタープライズ社外取締役 (現任)	(注) 3	162, 159
取締役	菅野 智也	1979年3月12日	2001年4月 富士ソフト(株)入社 2014年4月 同社ソリューション事業本部インフォメーションビジネス事業部情報ソリューション部部長就任 2015年10月 当社入社 営業部長就任 2018年3月 当社取締役就任 営業部長 2019年1月 当社取締役 セールス&マーケティング部長 2019年12月 当社取締役 (現任)	(注) 3	29, 124
取締役 (監査等委員)	鈴木 さなえ	1974年1月24日	1997年4月 (株)NEC情報システムズ(現 NECソリューションイノベータ(株)) 入社 1998年8月 SAPジャパン(株)入社 2000年12月 AOSテクノロジーズ(株)入社 2015年3月 当社取締役就任 2020年3月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2023年3月 株式会社メディックス社外取締役就任 (現任)	(注) 4	68, 000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	仙石 実	1974年 7 月30日	2002年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査 法人トーマツ) 入所 2011年 7 月 税理士法人AKJパートナーズ 入所 2012年 7 月 ヒカリトラスト合同会社 (現 南青 山インサイト㈱) 設立 代表社員就 任 2013年 3 月 南青山FAS㈱設立 代表取締役就任 (現任) 2013年 4 月 南青山税理士法人設立 代表社員就 任 (現任) 2015年 4 月 南青山ヒューマンリソース㈱ (現 南青山インサイト㈱) 代表取締役 就任 2015年12月 ㈱コンコース (現 株式会社Stock Tech) 監査役就任 2016年11月 南青山HR㈱ (現 南青山リーダーズ ㈱) 代表取締役就任 (現任) 2016年12月 ㈱コンコース (現 株式会社Stock Tech) 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2017年 5 月 ㈱エターナル 監査役就任 2017年 9 月 一般社団法人国際コンピュータ利用 監査教育協会 理事就任 2018年 2 月 ShineWing Japan有限責任監査法人設 立 代表社員就任 2019年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2019年10月 一般社団法人スマートシティ・イン ステイテュート 監事就任 2020年 7 月 一般社団法人IPO・M&A ACADEMY 代 表理事就任 (現任) 2020年12月 南青山ホールディングス株式会社 代表取締役就任 (現任) 2022年 4 月 Minami Aoyama Advisory Singapore Pte Ltd DIRECTOR就任 (現任) 2022年12月 株式会社オルトプラス社外取締役就 任 (現任) 2024年 7 月 株式会社ネクサスエージェント社外 監査役 (現任)	(注) 5	-
取締役 (監査等委員)	松永 暁太	1972年 5 月11日	2000年 4 月 最高裁判所司法研修所入所 2001年10月 弁護士登録 (第二東京弁護士会) ふじ合同法律事務所入所 2013年 6 月 スターティア株式会社 (現 スターティアホールディング ス株式会社) 非常勤監査役 (現任) 2021年 8 月 くすりの窓口非常勤 (社外) 監査役 (現任) 2022年 3 月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)	(注) 4	-
計					259, 283

- (注) 1. 2018年 3 月30日開催の定時株主総会において定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 仙石実、松永暁太は、社外取締役であります。
3. 2025年 3 月25日開催の定時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2024年 3 月27日開催の定時株主総会終結の時から、2025年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年 3 月25日開催の定時株主総会終結の時から、2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役仙石実は、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役松永暁太は、主に企業法務に関する知見から有益な発言を行い、特にリスクマネジメント、ガバナンス分野について助言・提言を行っています。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として定めているものではありませんが、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役2名の全員を監査等委員として選任しており、当社の監査等委員会は3名で構成されております。

監査等委員である社外取締役は、取締役会への出席及び監査等委員会への出席を通して、経営の監督を行うとともに、経営者及び内部監査部門から業務執行状況や内部統制の状況について報告を受け、独立した立場から業務執行の適法性及び妥当性及び内部統制の状況について情報交換や意見交換、助言等を行っております。

監査等委員会は会計監査人と定期的に会合し、監査計画、監査上の課題、監査結果などについて双方向での情報交換を行い、緊密な連携の強化に努めております。また、監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門の三者間においても定期的な会合を行うなど、連携をしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は本書提出日現在、監査等委員である取締役3名で構成され、うち2名が社外取締役であります。

監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務執行について監督しております。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査担当者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査等委員会の監査機能の強化に努めております。

当事業年度においては、監査等委員会を13回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

区分	氏名	監査等委員出席状況
監査等委員	鈴木 さなえ	当事業年度開催の監査等委員会13回中13回
監査等委員（社外）	仙石 実	当事業年度開催の監査等委員会13回中13回
監査等委員（社外）	松永 暁太	当事業年度開催の監査等委員会13回中13回

また、監査等委員会においては、年度の監査方針、重点監査事項、監査計画の決定、会計監査人の評価、取締役会付議事項の審議、特定監査等委員による活動報告に基づく情報共有等を行っております。

② 内部監査の状況

当社では、独立した内部監査部門を設け、内部監査担当者2名が、「内部監査規程」に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況並びに職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、内部監査を実施しております。監査の結果については、代表取締役及び監査等委員会に報告する体制となっております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

山田 嗣也
三宅 清文

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人に求められる専門性、品質管理体制の適切性、当社グループの事業の理解度及び独立性を総合的に勘案して、東陽監査法人が適任であると判断して、選定しております。

監査等委員会は、会計監査人を法定の解任事由に基づき解任する場合は、監査等委員全員の同意を得て解任いたします。また、会計監査人の再任の適否について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証することとしております。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、独立性や監査に関する法令及び規定の遵守に関する事項、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関する事項等について、会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人に対して適宜説明を求め確認を行っております。

また、監査等委員会は、公益財団法人日本監査役協会会計委員会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	23,000	—	23,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	23,000	—	23,000	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Crowe Global）に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社の規模・特性・監査日数等を勘案して、監査公認会計士と協議の上、監査等委員会の同意を得た上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認めためたためであります。

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士により提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案して協議し、監査等委員会の同意を得た上で決定することとしております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

各取締役の報酬は、株主総会において決議された限度額の範囲内で、会社業績、各取締役の役割、責務及び貢献度等を総合的に勘案して、取締役会において審議の上決定しております。また、監査等委員の報酬は、株主総会において決議された限度額の範囲内で、個々の監査等委員の職務に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議の上決定しております。

なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役で決議された決定方針と整合していること、監査等委員会にて妥当であるという判断を行っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

b. 役員の報酬等の額等の決定に関する役職ごとの方針の内容

該当事項はありません。

c. 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

- ① 2018年3月30日開催の第3期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は年額300百万円以内（ただし使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と決議いただいております。
- ② 2021年3月26日開催の第6期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、上記①の年額300百万円の報酬枠の範囲内で譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬を年額100百万円以内、普通株式の総数は年100,000株以内と決議いただいております。
- ③ 2022年3月25日開催の第7期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、上記①の年額300百万円の報酬枠の範囲内で業績連動型株式報酬の付与のための報酬を年額100百万円以内、普通株式の総数は年200,000株以内と決議いただいております。
- ④ 2024年3月27日開催の第9期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、上記①の年額300百万円の報酬枠の範囲内で上記②の譲渡制限付株式報酬とは別枠にて、ストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を年額100百万円以内、新株予約権の数を500個以内と決議いただいております。

d. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会とし、当該権限の内容、当該裁量の範囲は、株主総会において決議された限度額の範囲内としております。

e. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続の概要

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会は設置していませんので、該当事項はありません。

f. 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当社は取締役（監査等委員を含む）の報酬の額の決定に当たっての手続きとして、上記a.に記載の通り、取締役会で審議の上、決議しております。

g. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役が取締役の個人別の報酬額の内容を決定しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

h. 譲渡制限付株式報酬について

譲渡制限付株式報酬は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に当社企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入し、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額100百万円以内、普通株式の総数は年100,000株以内としております。

i. 業績連動型株式報酬について

本制度は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対し、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。）中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて算定する数の当社普通株式及び金銭を支給する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は、年額100百万円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年200,000株以内（但し、2022年3月25日開催の定時株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整いたします。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

対象取締役への当社普通株式及び金銭の支給は評価期間終了後に行うため、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か、及び当社普通株式交付のための金銭報酬債権並びに金銭の額のいずれも確定しておりません。

j. ストックオプションについて

ストックオプションは、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入し、ストックオプションとしての新株予約権として支給する報酬の総額は、年額100百万円以内、1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、500個としております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	譲渡 制限付 株式報酬	業績 連動型 株式報酬	ストック オプション	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	52,141	34,642	9,600	-	-	7,899	2
監査等委員 (社外取締役を除く)	3,600	3,600	-	-	-	-	1
社外役員	3,600	3,600	-	-	-	-	2

- (注) 1. 上記金額には、使用人兼務役員の使用人分の給与等は含まれておりません。
 2. 譲渡制限付株式報酬は、2021年3月26日開催の第6期定時株主総会決議により、譲渡制限付株式報酬として取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）2名に付与したものであります。
 3. 業績連動型株式報酬は、2022年3月25日開催の第7期定時株主総会決議により、業績連動型株式報酬として取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）2名に付与したものであります。
 4. ストックオプションは、2024年3月27日開催の第9期定時株主総会決議により、ストックオプションとしての新株予約権付与のための報酬として取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）2名に付与したものであります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、業務提携や協力関係の強化・維持などの観点から、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると考えられる株式を保有する方針としております。当社では、毎年、取締役会において、個別銘柄ごとに、当社グループとの取引関係や取引規模に加え、当該企業の業績や配当、株価などの定量的な側面も考慮して保有の合理性・必要性について資本コストを参考に総合的に検証しております。当事業年度においては、この検証の結果、保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	5	33,015
非上場株式以外の株式	-	-

(注) 上記の他、投資有価証券勘定には投資事業有限責任組合への出資として1銘柄ありますが、保有株式ではありません。

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に 係る取得価額の 合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、東陽監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しており、同機構や専門的な情報を有する団体等が主催する研修等への参加及び会計の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,254,762	1,563,532
売掛金及び契約資産	※1 420,056	※1 486,269
前払費用	28,078	50,147
未収法人税等	—	1,882
預け金	156,149	1,381
その他	19,136	31,162
貸倒引当金	△2,166	△3,162
流動資産合計	1,876,017	2,131,212
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	4,111	3,046
減価償却累計額	△3,313	△2,879
工具、器具及び備品（純額）	798	167
有形固定資産合計	798	167
無形固定資産		
ソフトウェア	81,389	98,111
ソフトウェア仮勘定	23,583	—
のれん	5,777	4,469
無形固定資産合計	110,750	102,581
投資その他の資産		
投資有価証券	101,034	74,498
差入保証金	9,036	9,036
繰延税金資産	26,373	72,438
その他	600	320
投資その他の資産合計	137,044	156,294
固定資産合計	248,593	259,042
資産合計	2,124,610	2,390,255

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	260,273	267,934
1年内返済予定の長期借入金	6,396	2,685
未払金	55,799	128,575
未払費用	13,559	19,862
未払法人税等	84,476	134,802
預り金	17,152	6,205
契約負債	1,273	114
株主優待引当金	—	70,101
その他	3,512	50,830
流動負債合計	442,442	681,112
固定負債		
長期借入金	2,685	—
固定負債合計	2,685	—
負債合計	445,127	681,112
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,586	24,586
資本剰余金	925,438	925,438
利益剰余金	861,705	1,010,190
自己株式	△145,325	△300,625
株主資本合計	1,666,404	1,659,589
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	△337	960
その他有価証券評価差額金	—	249
その他の包括利益累計額合計	△337	1,209
新株予約権	13,415	48,344
純資産合計	1,679,483	1,709,142
負債純資産合計	2,124,610	2,390,255

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	※1 3,254,384	※1 3,705,853
売上原価	2,202,006	2,373,666
売上総利益	1,052,377	1,332,186
販売費及び一般管理費	※2, ※3 760,130	※2, ※3 997,113
営業利益	292,247	335,072
営業外収益		
受取利息	12	121
還付加算金	233	—
助成金収入	—	1,334
事業譲渡益	7,135	—
その他	14	81
営業外収益合計	7,396	1,536
営業外費用		
支払利息	71	129
為替差損	1,709	4,761
投資事業組合運用損	1,518	3,417
リース解約損	231	—
契約解約損	4,500	—
支払手数料	477	1,892
その他	—	212
営業外費用合計	8,507	10,413
経常利益	291,136	326,195
特別損失		
固定資産除却損	※4 15,613	—
投資有価証券評価損	28,684	23,499
特別損失合計	44,298	23,499
税金等調整前当期純利益	246,838	302,696
法人税、住民税及び事業税	109,910	189,630
過年度法人税等	—	11,464
法人税等調整額	△19,797	△46,883
法人税等合計	90,113	154,211
当期純利益	156,724	148,485
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	156,724	148,485

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
当期純利益	156,724	148,485
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	△337	1,297
その他有価証券評価差額金	—	249
その他の包括利益合計	※ △337	※ 1,546
包括利益	156,387	150,031
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	156,387	150,031
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,314	915,166	704,980	△676	1,633,785
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	10,271	10,271			20,543
親会社株主に帰属する当期純利益			156,724		156,724
自己株式の取得				△144,649	△144,649
新株予約権の発行					-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10,271	10,271	156,724	△144,649	32,619
当期末残高	24,586	925,438	861,705	△145,325	1,666,404

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	-	-	107	1,633,892
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				20,543
親会社株主に帰属する当期純利益				156,724
自己株式の取得				△144,649
新株予約権の発行			13,308	13,308
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△337	△337	-	△337
当期変動額合計	△337	△337	13,308	45,590
当期末残高	△337	△337	13,415	1,679,483

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,586	925,438	861,705	△145,325	1,666,404
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			148,485		148,485
自己株式の取得				△155,300	△155,300
新株予約権の発行					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	148,485	△155,300	△6,815
当期末残高	24,586	925,438	1,010,190	△300,625	1,659,589

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	△337	-	△337	13,415	1,679,483
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					148,485
自己株式の取得					△155,300
新株予約権の発行				34,928	34,928
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,297	249	1,546	-	1,546
当期変動額合計	1,297	249	1,546	34,928	29,659
当期末残高	960	249	1,209	48,344	1,709,142

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	246,838	302,696
減価償却費	31,725	28,539
のれん償却額	763	1,308
株式報酬費用	13,308	34,928
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,004	996
株主優待引当金の増減額 (△は減少)	—	70,101
受取利息	△12	△121
支払利息	71	129
事業譲渡益	△7,135	—
リース解約損	231	—
契約解約損	4,500	—
支払手数料	477	1,892
固定資産除却損	15,613	—
投資有価証券評価損益 (△は益)	28,684	23,499
投資事業組合運用損益 (△は益)	1,518	3,417
売上債権の増減額 (△は増加)	△14,935	△66,212
前払費用の増減額 (△は増加)	6,529	△22,821
未収消費税等の増減額 (△は増加)	74,681	—
未払消費税等の増減額 (△は減少)	2,996	47,834
仕入債務の増減額 (△は減少)	△75,543	7,661
未払金の増減額 (△は減少)	23,492	75,702
未払費用の増減額 (△は減少)	3,208	6,303
契約負債の増減額 (△は減少)	618	△1,158
その他	△5,945	△19,111
小計	353,691	495,584
利息の受取額	12	121
利息の支払額	△67	△126
リース解約損の支払額	△231	—
契約解約損の支払額	△4,500	—
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	11,752	△139,304
過年度法人税等の支払額	—	△13,346
営業活動によるキャッシュ・フロー	360,657	342,927
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△19,980	—
無形固定資産の取得による支出	△23,066	△24,195
事業譲渡による収入	9,000	—
事業譲受による支出	△10,000	—
差入保証金の差入による支出	△9,036	—
差入保証金の回収による収入	23,769	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,313	△24,195
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の借入による収入	10,000	150,000
短期借入金の返済による支出	△13,000	△153,711
長期借入金の返済による支出	△6,396	△2,685
新株予約権の行使による株式の発行による収入	20,543	—
自己株式の取得による支出	△145,126	△157,193
自己株式取得のための預け金の増減額 (△は増加)	△155,130	153,626
財務活動によるキャッシュ・フロー	△289,109	△9,962
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	42,234	308,769
現金及び現金同等物の期首残高	1,212,528	1,254,762
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1,254,762	※ 1,563,532

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称 AIX Tech Ventures 株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ取引

時価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品 4年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 株主優待引当金

株主優待引当金については、株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

Smart AI Engagement事業は、主にB2Cビジネスを営む国内外の事業者に対して、エンドユーザーの保有するモバイル端末にショートメッセージサービス(SMS)の配信を行うための配信プラットフォーム提供サービスであり、顧客との契約に基づき、当該サービスを提供する履行義務を負っております。サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、その一時点で収益を認識しております。

また、一部の販売取引について、代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

そして、ソフトウェアの受託開発のサービスの提供も行っており、顧客との契約により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、各契約期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下の通りであります。

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建仕入取引から生ずる外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引においては、キャッシュ・フローが完全に固定されるため、その後の為替相場の変動が完全に相殺されることが明らかであることから、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期的な投資から成っております。

(重要な会計上の見積り)

(1) (投資有価証券の評価)

①連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
投資有価証券（非上場株式）	56,515千円	33,015千円
投資有価証券（投資事業組合への出資）	44,519千円	41,482千円
計	101,034千円	74,498千円

②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

投資有価証券（非上場株式）の取得原価は、取得時の持分純資産価額に超過収益力を反映した実質価額に基づいて計上されておりますが、投資先の財政状態の悪化や超過収益力の毀損により実質価額が著しく低下した場合は、減損処理を実施しております。減損処理を実施していない投資有価証券については、投資先の予算と実績の乖離状況、業績の推移、事業計画の進捗状況、直近のファイナンス状況等から、投資先の事業計画における将来の売上高成長率は合理的であるという仮定に基づき、取得時の超過収益力を反映した実質価額は著しく低下していないと判断しております。なお、投資先の事業計画は不確実性を有しており、実質価額が著しく低下した場合には減損処理が必要となり、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

投資有価証券（投資事業組合への出資）については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な直近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式会社等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

株主優待制度の導入に伴い、当連結会計年度より株主優待制度に係る費用の発生見込額を計上しております。なお、当該引当金は流動負債の「株主優待引当金」に計上しております。この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ70,101千円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

顧客との契約から生じる債権及び契約資産の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	289,060千円	311,455千円
業務委託費	92,592千円	118,451千円
貸倒引当金繰入額	2,004千円	996千円
株主優待引当金繰入額	一千円	70,101千円

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
	28,665千円	57,077千円

※4 固定資産除却損の内容は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
建物	14,436千円	一千円
工具、器具及び備品	1,176千円	一千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△515	1,983
組替調整額	—	—
税効果調整前	△515	1,983
税効果額	178	△686
繰延ヘッジ損益	△337	1,297
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	—	380
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	380
税効果額	—	△131
その他有価証券評価差額金	—	249
その他の包括利益合計	△337	1,546

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度増加 株式数 (株)	当連結会計年度減少 株式数 (株)	当連結会計年度期末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	4,006,550	30,800	—	4,037,350
合計	4,006,550	30,800	—	4,037,350
自己株式				
普通株式	47,471	109,833	—	157,304
合計	47,471	109,833	—	157,304

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加30,800株は、新株予約権の行使によるものであります。

自己株式数109,833株の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得109,800株及び単元未満株式の買取り33株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結 会計年度 末残高 (千円)
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	13,415
	合計	—	—	—	—	—	13,415

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度増加 株式数（株）	当連結会計年度減少 株式数（株）	当連結会計年度期末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,037,350	—	—	4,037,350
合計	4,037,350	—	—	4,037,350
自己株式				
普通株式	157,304	124,600	—	281,904
合計	157,304	124,600	—	281,904

(注) 自己株式数124,600株の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得124,600株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結 会計年度 末残高 （千円）
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度 期末	
提出会社	ストックオプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	48,344
	合計	—	—	—	—	—	48,344

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金勘定	1,254,762千円	1,563,532千円
現金及び現金同等物	1,254,762千円	1,563,532千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の所要資金として運転資金がありますが、自己資金を充当すると共に、必要に応じて借入による調達を行うこととしております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及びその他金銭債権である差入保証金については、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金については、1年以内の支払期日であります。長期借入金については、流動性リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式及び組合出資金等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」の(6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は、取引先ごとの入金期日管理を定期的に行うことで、滞留債権発生 of 未然防止に努めております。

長期借入金は、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務情報等を把握しております。

デリバティブ取引の執行・管理は、管理担当部門が取締役会の承認を得て行うこととなっており、デリバティブ取引の利用に当たっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

前連結会計年度（2023年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	9,036	9,014	△21
資産計	9,036	9,014	△21
(2) 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	9,081	9,052	△28
負債計	9,081	9,052	△28
(3) デリバティブ取引 (注) 4	(515)	(515)	-

当連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	9,036	8,864	△171
資産計	9,036	8,864	△171
(2) 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	2,685	2,677	△7
負債計	2,685	2,677	△7
(3) デリバティブ取引 (注) 4	1,467	1,467	—

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式は、時価開示の対象としておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度 (千円) (2023年12月31日)	当連結会計年度 (千円) (2024年12月31日)
非上場株式	56,515	33,015

3. 時価算定会計基準適用指針24-16項の取扱いを運用しており、連結財務諸表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、記載を省略しております。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

区分	前連結会計年度 (千円) (2023年12月31日)	当連結会計年度 (千円) (2024年12月31日)
投資事業組合への出資金	44,519	41,482

4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。当連結会計年度末におけるデリバティブ取引は営業債務の為替変動リスクを回避することを目的とした先物取引であり、流動負債その他に含めて表示しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,254,762	—	—	—
売掛金及び契約資産	420,056	—	—	—
預け金	156,149	—	—	—
差入保証金	—	9,036	—	—
合計	1,830,969	9,036	—	—

当連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,563,532	—	—	—
売掛金及び契約資産	486,269	—	—	—
預け金	1,381	—	—	—
差入保証金	—	9,036	—	—
合計	2,051,182	9,036	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2023年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	6,396	2,685	—	—	—	—
合計	6,396	2,685	—	—	—	—

当連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,685	—	—	—	—	—
合計	2,685	—	—	—	—	—

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	515	—	515
負債計	—	515	—	515

当連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	—	1,467	—	1,467
資産計	—	1,467	—	1,467

② 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品
前連結会計年度（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	9,014	—	9,014
資産計	—	9,014	—	9,014
長期借入金（1年内返済予定のものを 含む）	—	9,052	—	9,052
負債計	—	9,052	—	9,052

当連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	8,864	—	8,864
資産計	—	8,864	—	8,864
長期借入金（1年内返済予定のものを 含む）	—	2,677	—	2,677
負債計	—	2,677	—	2,677

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金は、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2023年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	56,515	135,200	△78,684
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	44,519	50,000	△5,480
	小計	101,034	185,200	△84,165
合計		101,034	185,200	△84,165

当連結会計年度 (2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	33,015	135,200	△102,184
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	41,482	50,000	△8,517
	小計	74,498	185,200	△110,701
合計		74,498	185,200	△110,701

2. 売却したその他有価証券
前連結会計年度（2023年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（2024年12月31日）
該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（2023年12月31日）

前連結会計年度において、投資有価証券について28,684千円の減損処理を行っております。

なお、減損処理に当たっては、実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないものについて、減損処理を行っております。

当連結会計年度（2024年12月31日）

当連結会計年度において、投資有価証券について23,499千円の減損処理を行っております。

なお、減損処理に当たっては、実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないものについて、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度（2023年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
予定取引を ヘッジ対象とする 繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建・米ドル	外貨建予定取引	130,746	10,350	△515

当連結会計年度（2024年12月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
予定取引を ヘッジ対象とする 繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建・米ドル	外貨建予定取引	10,350	-	1,467

(2) 金利関連

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上原価	一千円	157千円
販売費及び一般管理費	13,308千円	34,770千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権A (ストック・オプション)	第1回新株予約権B (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員7名	当社取締役2名 当社従業員9名	当社従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 60,000株 (注)	普通株式 157,000株 (注)	普通株式 25,000株 (注)
付与日	2017年2月15日	2017年5月16日	2018年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載の通りであります。
対象勤務期間	自 2017年2月15日 至 2019年2月28日	自 2017年5月16日 至 2019年5月31日	自 2018年3月31日 至 2020年3月31日
権利行使期間	自 2019年3月1日 至 2026年12月28日	自 2019年6月1日 至 2026年12月28日	自 2020年4月1日 至 2028年3月29日

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名	社外協力者1名	当社従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 30,000株 (注)	普通株式 10,000株 (注)	普通株式 115,800株
付与日	2019年3月29日	2019年5月22日	2023年7月4日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載の通りであります。
対象勤務期間	自 2019年3月30日 至 2021年3月29日	対象期間の定めはありま せん。	自 2023年7月4日 至 2026年7月3日
権利行使期間	自 2021年3月30日 至 2029年3月28日	自 2019年5月23日 至 2029年3月28日	自 2026年7月4日 至 2033年7月3日

	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名	当社従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 50,000株	普通株式 112,100株
付与日	2024年4月17日	2024年7月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載の通りであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記 載の通りであります。
対象勤務期間	自 2024年4月17日 至 2026年7月15日	自 2024年7月31日 至 2026年7月30日
権利行使期間	自 2026年7月16日 至 2034年4月15日	自 2026年7月31日 至 2034年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年7月1日付で行った1株を50株とする株式分割による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権A (ストック・オプション)	第1回新株予約権B (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	9,000	121,800	5,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	9,000	121,800	5,000

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	115,800
付与	—	—	—
失効	—	—	112,200
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	3,600
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	28,200	10,000	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	28,200	10,000	—

	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	50,000	112,100
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	50,000	112,100
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

(注) 第1回新株予約権A、第1回新株予約権B、第4回新株予約権、第6回新株予約権、第8回新株予約権については2019年7月1日付の株式分割（普通株式1株につき50株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権A (ストック・オプション)	第1回新株予約権B (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	667	667	750
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第6回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	900	900	1,765
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	第12回新株予約権 (ストック・オプション)	第13回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	1,192	1,159
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	47,396	60,163

(注) 第1回新株予約権A、第1回新株予約権B、第4回新株予約権、第6回新株予約権、第8回新株予約権については2019年7月1日付の株式分割(普通株式1株につき50株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	第12回新株予約権
株価変動性(注1)	57.44%
予想残存期間(注2)	6.12年
予想配当(注3)	0円/株
無リスク利子率(注4)	0.54%

(注) 1. 2019年10月～2024年4月までの株価実績に基づき算定しております。
2. 行使期間の中央までの年数であります。
3. 直近の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

	第13回新株予約権
株価変動性(注1)	56.19%
予想残存期間(注2)	6.00年
予想配当(注3)	0円/株
無リスク利子率(注4)	0.70%

(注) 1. 2019年10月～2024年7月までの株価実績に基づき算定しております。
2. 行使期間の中央までの年数であります。
3. 直近の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 164,684千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,524千円	11,634千円
貸倒引当金	749千円	1,093千円
未払賞与	10,665千円	24,171千円
未払金	1,755千円	3,579千円
ソフトウェア償却超過額	846千円	29,473千円
一括償却資産償却超過額	498千円	89千円
税務上の繰越欠損金	7,564千円	9,531千円
投資有価証券評価損	27,216千円	35,943千円
繰延資産償却超過額	98千円	73千円
資産調整勘定	3,055千円	2,363千円
繰延ヘッジ損益	178千円	一千円
繰延税金資産小計	61,154千円	117,955千円
評価性引当額(注)	△34,780千円	△44,876千円
繰延税金資産合計	26,373千円	73,078千円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	一千円	△507千円
その他有価証券評価差額金	一千円	△131千円
繰延税金負債合計	一千円	△639千円
繰延税金資産の純額	26,373千円	72,438千円

(注) 評価性引当額が、10,095千円増加しております。この増加の内容は、連結子会社AIX Tech Ventures株式会社において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が1,967千円、投資有価証券評価損に関する評価性引当額が8,128千円それぞれ増加したことによるものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
評価性引当額の増減	5.17%	11.35%
住民税均等割	0.33%	0.27%
税額控除	△5.73%	－%
株式報酬費用	1.86%	3.99%
役員賞与損金不算入額	0.58%	1.10%
過年度法人税等	－%	△0.35%
その他	△0.29%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.51%	50.95%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、Smart AI Engagement事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

	一時点で 移転される 財又はサービス (単位：千円)	一定の期間で 移転される 財又はサービス (単位：千円)	合計 (単位：千円)
メッセージングサービス	3,205,719	27,378	3,233,097
HR関連サービス	21,287	—	21,287
顧客との契約から生じる収益	3,227,006	27,378	3,254,384
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	3,227,006	27,378	3,254,384

当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

	一時点で 移転される 財又はサービス (単位：千円)	一定の期間で 移転される 財又はサービス (単位：千円)	合計 (単位：千円)
メッセージングサービス	3,656,475	49,377	3,705,853
HR関連サービス	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	3,656,475	49,377	3,705,853
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	3,656,475	49,377	3,705,853

(注) HR関連サービスの一つである「HYUMAN BOX (ヒューマンボックス)」を2023年7月3日付けでシークワ
ンズテクノロジー株式会社に事業譲渡し、HR関連サービスを終了しております。

離職防止ソリューションサービス「People Engagement Cloud」については、新規の販売は停止し、既
存顧客へのサービス提供を継続しておりますが、HR関連サービス終了に伴い、当連結会計年度よりメッ
セージングサービスに含めております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項 (連結財務諸表の作成のための基本とな
る重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度 (2023年12月31日) (単位：千円)	当連結会計年度 (2024年12月31日) (単位：千円)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	405,120	413,378
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	413,378	486,269
契約資産（期首残高）	—	6,678
契約資産（期末残高）	6,678	—
契約負債（期首残高）	655	1,273
契約負債（期末残高）	1,273	114

契約資産は、主に顧客との受託契約について、期末時点で進捗度の測定に基づいて認識した売上収益に係る未請求分であります。契約資産は、顧客の検収時に、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該契約に関する対価は、契約条件に従い、顧客の検収をもって請求し受領しております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社において、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、Smart AI Engagement事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	メッセージング サービス	HR関連サービス	合計
外部顧客への売上高	3,233,097	21,287	3,254,384

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	米国	英国	その他	合計
2,253,824	593,731	342,326	64,502	3,254,384

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Twilio Inc.	488,619	Smart AI Engagement事業

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	メッセージングサービス	HR関連サービス	合計
外部顧客への売上高	3,705,853	—	3,705,853

（注）HR関連サービスの一つである「HYOUMAN BOX（ヒューマンボックス）」を2023年7月3日付けでシークワンズテクノロジー株式会社に事業譲渡し、HR関連サービスを終了しております。
離職防止ソリューションサービス「People Engagement Cloud」については、新規の販売は停止し、既存顧客へのサービス提供を継続しておりますが、HR関連サービス終了に伴い、当連結会計年度よりメッセージングサービスに含めております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	米国	英国	その他	合計
2,918,428	448,067	236,367	102,990	3,705,853

（注）売上高は顧客の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Twilio Inc.	367,934	Smart AI Engagement事業

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡部 典子 (注) 2	—	—	当社代表取締役CEO	(被所有) 直接 4.19	—	ストックオプションの 権利行使	10,005 (注) 1	—	—

（注）1、2017年5月15日開催の臨時取締役会の決議に基づき発行したストックオプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

2、岡部典子氏は、当社代表取締役CEO原田典子の戸籍上の氏名であります。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等
該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等
該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	429.39円	442.24円
1株当たり当期純利益	39.54円	39.48円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	38.67円	38.55円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	156,724	148,485
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	156,724	148,485
普通株式の期中平均株式数（株）	3,964,017	3,761,264
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	88,403	90,881
（うち新株予約権（株））	(88,403)	(90,881)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2023年6月16日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 1,158個)	2023年6月16日取締役会決議による新株予約権 (新株予約権の個数 36個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	6,396	2,685	0.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	2,685	—	—	—
合計	9,081	2,685	—	—

(注) 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間連結会計期間	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	885,758	1,773,569	2,721,611	3,705,853
税金等調整前中間(当期) (四半期)純利益(千円)	115,854	204,697	321,616	302,696
親会社株主に帰属する中間 (当期)(四半期)純利益 (千円)	72,681	125,621	192,138	148,485
1株当たり中間(当期)(四 半期)純利益(円)	19.23	33.35	51.06	39.48

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 四半期純損失(△) (円)	19.23	14.10	17.71	△11.62

(注) 1. 第1四半期については、旧金融商品取引法第24条の4の7第1項の規定による四半期報告書を提出しております。

2. 第3四半期に係る四半期報告書は提出しておりませんが、第3四半期に係る各数値については金融商品取引所の定める規則により作成した四半期情報を記載しており、期中レビューを受けております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,114,258	1,338,685
売掛金及び契約資産	420,056	486,269
前払費用	27,699	49,768
預け金	156,149	1,381
未収法人税等	-	1,882
その他	※1 19,441	※1 31,445
貸倒引当金	△2,166	△3,162
流動資産合計	1,735,439	1,906,270
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	4,111	3,046
減価償却累計額	△3,313	△2,879
工具、器具及び備品 (純額)	798	167
有形固定資産合計	798	167
無形固定資産		
ソフトウェア	81,389	98,111
ソフトウェア仮勘定	23,583	-
のれん	5,777	4,469
無形固定資産合計	110,750	102,581
投資その他の資産		
投資有価証券	44,519	41,482
関係会社株式	248,000	338,000
長期貸付金	※1 50,000	※1 50,000
差入保証金	9,036	9,036
繰延税金資産	26,373	72,438
その他	600	320
投資その他の資産合計	378,528	511,278
固定資産合計	490,077	614,026
資産合計	2,225,517	2,520,297

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	260,273	267,934
1年内返済予定の長期借入金	6,396	2,685
未払金	55,773	128,199
未払費用	13,559	19,862
未払法人税等	84,186	134,512
預り金	17,143	6,202
契約負債	1,273	114
株主優待引当金	-	70,101
その他	3,512	50,830
流動負債合計	442,118	680,444
固定負債		
長期借入金	2,685	-
固定負債合計	2,685	-
負債合計	444,803	680,444
純資産の部		
株主資本		
資本金	24,586	24,586
資本剰余金		
資本準備金	460,748	460,748
その他資本剰余金	464,689	464,689
資本剰余金合計	925,438	925,438
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	962,936	1,140,901
利益剰余金合計	962,936	1,140,901
自己株式	△145,325	△300,625
株主資本合計	1,767,635	1,790,299
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	△337	960
その他有価証券評価差額金	-	249
評価・換算差額等合計	△337	1,209
新株予約権	13,415	48,344
純資産合計	1,780,713	1,839,853
負債純資産合計	2,225,517	2,520,297

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
売上高	3,254,384	3,705,853
売上原価	2,202,006	2,373,666
売上総利益	1,052,377	1,332,186
販売費及び一般管理費	※2 755,219	※2 994,681
営業利益	297,158	337,505
営業外収益		
受取利息	※1 279	※1 377
還付加算金	233	—
助成金収入	—	1,334
業務委託収入	※1 3,000	※1 3,000
事業譲渡益	7,135	—
その他	14	81
営業外収益合計	10,663	4,792
営業外費用		
支払利息	71	129
為替差損	1,709	4,761
投資事業組合運用損	1,518	3,417
リース解約損	231	—
契約解約損	4,500	—
支払手数料	477	1,892
その他	—	212
営業外費用合計	8,507	10,413
経常利益	299,314	331,884
特別損失		
固定資産除却損	15,613	—
特別損失合計	15,613	—
税引前当期純利益	283,700	331,884
法人税、住民税及び事業税	109,620	189,338
過年度法人税等	—	11,464
法人税等調整額	△19,797	△46,883
法人税等合計	89,822	153,919
当期純利益	193,877	177,964

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 労務費	※	65,788	3.0	72,712	3.0
II 経費		2,136,218	97.0	2,300,953	97.0
当期総費用		2,202,006	100.0	2,373,666	100.0
期首仕掛品棚卸高		—		—	
合計		2,202,006		2,373,666	
期末仕掛品棚卸高		—		—	
売上原価		2,202,006		2,373,666	

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)		当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
通信利用料	1,980,593千円	通信利用料	2,160,296千円
外注費	87,985 〃	外注費	74,576 〃
減価償却費	23,077 〃	減価償却費	23,722 〃

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	14,314	450,476	464,689	915,166	769,058	769,058	△676	1,697,863
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	10,271	10,271		10,271				20,543
当期純利益					193,877	193,877		193,877
自己株式の取得							△144,649	△144,649
新株予約権の発行								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	10,271	10,271	—	10,271	193,877	193,877	△144,649	69,772
当期末残高	24,586	460,748	464,689	925,438	962,936	962,936	△145,325	1,767,635

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	—	—	107	1,697,970
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				20,543
当期純利益				193,877
自己株式の取得				△144,649
新株予約権の発行			13,308	13,308
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△337	△337	—	△337
当期変動額合計	△337	△337	13,308	82,743
当期末残高	△337	△337	13,415	1,780,713

当事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	24,586	460,748	464,689	925,438	962,936	962,936	△145,325	1,767,635
当期変動額								
当期純利益					177,964	177,964		177,964
自己株式の取得							△155,300	△155,300
新株予約権の発行								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	177,964	177,964	△155,300	22,664
当期末残高	24,586	460,748	464,689	925,438	1,140,901	1,140,901	△300,625	1,790,299

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△337	—	△337	13,415	1,780,713
当期変動額					
当期純利益					177,964
自己株式の取得					△155,300
新株予約権の発行				34,928	34,928
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,297	249	1,546	—	1,546
当期変動額合計	1,297	249	1,546	34,928	59,139
当期末残高	960	249	1,209	48,344	1,839,853

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資有価証券のうち、投資事業有限責任組合の出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

工具、器具及び備品	4年
-----------	----

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 株主優待引当金

株主優待引当金については、株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

Smart AI Engagement事業は、主にB2Cビジネスを営む国内外の事業者に対して、エンドユーザーの保有するモバイル端末にショートメッセージサービス(SMS)の配信を行うための配信プラットフォーム提供サービスであり、顧客との契約に基づき、当該サービスを提供する履行義務を負っております。サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、その一時点で収益を認識しております。

また、一部の販売取引について、代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

そして、ソフトウェアの受託開発のサービスの提供も行っており、顧客との契約により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、各契約期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

5. その他財務諸表の作成のための重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下の通りであります。

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建仕入取引から生ずる外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引においては、キャッシュ・フローが完全に固定されるため、その後の為替相場の変動が完全に相殺されることが明らかであることから、有効性の評価を省略しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

1. (投資有価証券の評価)

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
投資有価証券（投資事業組合への出資）	44,519千円	41,482千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り） (1)（投資有価証券の評価） ②会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」に記載した内容と同一であります。

2. (関係会社株式の評価)

(1) 財務諸表に計上した金額

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
関係会社株式	248,000千円	338,000千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

市場価格のない株式等である関係会社株式の取得原価は、関係会社株式の実質価額が取得原価に比べて著しく下落した場合、将来の事業計画等により回復可能性が裏付けられている場合を除き減損処理を行う必要があります。これらの評価は、市場動向やこれに基づく事業成長率の仮定を含め、経営者により承認された関係会社の将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。評価に用いた仮定は合理的であり、当事業年度末の関係会社株式の残高は妥当であると判断しております。ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により、関係会社株式の減損処理が必要となり、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

株主優待制度の導入に伴い、当事業年度より株主優待制度に係る費用の発生見込額を計上しております。なお、当該引当金は流動負債の「株主優待引当金」に計上しております。この結果、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益はそれぞれ70,101千円減少しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権債務

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期金銭債権	304千円	282千円
長期金銭債権	50,000千円	50,000千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業取引以外の取引による取引高	3,267千円	3,267千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.0%、当事業年度4.6%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度93.0%、当事業年度95.4%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
給料手当	289,060千円	311,455千円
業務委託費	90,792千円	118,451千円
減価償却費	8,647千円	4,816千円
貸倒引当金繰入額	2,004千円	996千円
株主優待引当金繰入額	一千円	70,101千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2023年12月31日) (千円)	当事業年度 (2024年12月31日) (千円)
子会社株式	248,000	338,000

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	8,524千円	11,634千円
貸倒引当金	749千円	1,093千円
未払賞与	10,665千円	24,171千円
未払金	1,755千円	3,579千円
ソフトウェア償却超過額	846千円	29,473千円
一括償却資産償却超過額	498千円	89千円
投資有価証券評価損	－千円	598千円
繰延資産償却超過額	98千円	73千円
資産調整勘定	3,055千円	2,363千円
繰延ヘッジ損益	178千円	－千円
繰延税金資産小計	26,373千円	73,078千円
評価性引当額	－千円	－千円
繰延税金資産合計	26,373千円	73,078千円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	－千円	△507千円
その他有価証券評価差額金	－千円	△131千円
繰延税金負債合計	－千円	△639千円
繰延税金資産の純額	26,373千円	72,438千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59%
(調整)		
住民税均等割	0.19%	0.16%
税額控除	△4.99%	－%
株式報酬費用	1.62%	3.64%
役員賞与損金不算入額	0.51%	1.00%
評価性引当額の増減	－%	7.31%
過年度法人税等	－%	△0.32%
その他	△0.26%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.66%	46.38%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形 固定資産	工具、器具及び備品	798	—	212	419	167	2,879
	計	798	—	212	419	167	2,879
無形 固定資産	ソフトウェア	81,389	44,842	—	28,120	98,111	109,181
	ソフトウェア仮勘定	23,583	21,259	44,842	—	—	—
	のれん	5,777	—	—	1,308	4,469	2,071
	計	110,750	66,102	44,842	29,428	102,581	111,252

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次の通りです。

ソフトウェア	BXプロジェクト開発	30,799千円
ソフトウェア	Smart X Chatシナリオ管理機能開発	9,680千円
ソフトウェア	WEB申し込み拡充開発	4,363千円
ソフトウェア仮勘定	BXプロジェクト開発	11,364千円
ソフトウェア仮勘定	Smart X Chatシナリオ管理機能開発	5,531千円
ソフトウェア仮勘定	WEB申し込み拡充開発	4,363千円

2. 当期減少額のうち主なものは次の通りです。

ソフトウェア仮勘定	BXプロジェクト開発	30,799千円
ソフトウェア仮勘定	Smart X Chatシナリオ管理機能開発	9,680千円
ソフトウェア仮勘定	WEB申し込み拡充開発	4,363千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,166	1,968	—	972	3,162
株主優待引当金	—	70,101	—	—	70,101

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3箇月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 — 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りです。 https://aicross.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第9期）（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）2024年3月28日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年3月28日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第10期第1四半期）（自 2024年1月1日 至 2024年3月31日）2024年5月15日関東財務局長に提出

(4) 半期報告書及び確認書

（第10期中）（自 2024年1月1日 至 2024年6月30日）2024年8月14日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書

①企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書

2024年3月28日関東財務局長に提出

②企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）の規定に基づく臨時報告書

2024年7月16日関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2024年7月16日提出の臨時報告書（新株予約権の発行）にかかる訂正報告書

2024年7月31日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月26日

AI CROSS株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 山田 嗣也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三宅 清文
業 務 執 行 社 員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAI CROSS株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AI CROSS株式会社及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

IVR（音声自動応答システム）売上高の発生	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表の注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、メッセージングサービスの売上高は3,705,853千円であり、当事業年度の連結売上高の全てを占めている。</p> <p>連結財務諸表注記「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項」に記載のとおり、メッセージングサービスに係る売上高はサービスの提供が完了した時点で認識される。</p> <p>当該売上高は、販売管理システムで管理されている顧客の利用量（従量データ）が単価情報をもつ基幹システムへ連携されることで生成され、基幹システムから会計システムへ連携されることで売上高が計上される。</p> <p>販売管理システムから基幹システムへの従量データの連携については、大半が自動連携されるが、一部のサービスラインについては手作業により従量データを登録する場合があります。特にメッセージングサービスにおけるサービスラインの一つであるIVRを利用した売上高については、一取引当たりの取引金額は少額であるものの、年間を通じて大量の取引が発生するため、処理を誤った場合の影響が重要となる可能性があり、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、IVR売上高の発生が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、IVR売上高の発生を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>売上高の計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性について、以下の統制に焦点を当てて評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 販売管理システムの従量データ（元データ）と基幹システム取込み後の数値の一致を確認した。 基幹システムの請求金額と会計システムの売上計上金額の一致を確認した。 会社が運用する関連システムについて、アクセス権管理に関するIT全般統制の有効性を評価した。 <p>（2）IVR売上取引の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定の基準に基づいて取引を抽出し、抽出された取引について（IVRの）仕入先から受領する従量の明細データと請求書の従量明細データの突合を実施した。 基幹システムにて計算された請求書金額と会計計上額の整合性を確認した。 比率分析を実施し、売上と仕入の関係値に異常性のある取引の有無を検討した。 当連結会計年度末を基準日として、売掛金残高について取引先への確認手続の実施および入金証憑との突合を実施した。 販売管理システムと基幹システムの従量データの整合性を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、A I C R O S S株式会社の2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、A I C R O S S株式会社が2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月26日

A I C R O S S株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東 京 事 務 所

指 定 社 員 公認会計士 山田 嗣也
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 三宅 清文
業 務 執 行 社 員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA I C R O S S株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I C R O S S株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

IVR（音声自動応答システム）売上高の発生

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（IVR売上高の発生）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月26日
【会社名】	AI CROSS株式会社
【英訳名】	AI CROSS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 原田 典子（戸籍上の氏名 岡部 典子）
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員CFO Strategic Operations Group本部長 圖子田 健
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役CEO原田典子及び執行役員CFO Strategic Operations Group本部長圖子田健は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2024年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全体的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループを評価の対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高などを指標として、当該指標の金額が高い拠点から合算していき、その合算金額が概ね2／3に達するまでの事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、ソフトウェア及び投資有価証券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月26日
【会社名】	AI CROSS株式会社
【英訳名】	AI CROSS Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 原田 典子（戸籍上の氏名 岡部 典子）
【最高財務責任者の役職氏名】	執行役員CFO Strategic Operations Group本部長 圖子田 健
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役CEO原田典子及び執行役員CFO Strategic Operations Group本部長圖子田健は、当社の第10期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。